自然災害対策の論点に関する意見及び回答

①地震

ア 施設の地盤

項目	<1>島根原子力発電所の下に活断層はないか
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	 ・既存の文献調査、変動地形学的調査、ボーリング調査、露頭調査及び地表地質踏査の結果、敷地には連続する破砕部や断層はないこと ・敷地内のシーム(地層間の弱層)は、後期更新世以降に活動していないと考えられることから、敷地内には将来活動する可能性のある断層等はないと考えられる。
顧問の意見	①過去の現場試験の情報等から、シーム自体と活断層との関連は 非常に薄く、それが活動して変動を起こす可能性は非常に低い と判断できる。また、地下の直下に断層があるかは地質学的に 色んな検討で十分に分かっており、直下に断層として評価すべ きものはないと思う。(佃顧問(コメント)) ②他の発電所では敷地内に断層があることで慎重に議論されてい るところもあるが、島根はそれらとは違い、割と綺麗な地層状
	況だと思っている。 敷地内の断層について心配される方もいると思うので、公開可能であれば敷地内の全面露頭した写真等の記録を見てもらったほうが良いと思う。(佃顧問(コメント))

イ 基準地震動

項目	〈2〉5つの基準地震動は、どのような地震を想定したものか
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	(敷地ごとに震源を特定して策定する地震動) <基準地震動A:Ss-D (水平820ガル、鉛直547ガル) > 宍道断層及び海域三連動を対象に、応答スペクトル法(21通り)及び断層モデル手法(104通り)で計算した応答スペクトルを全て下回らないように設定した地震動 <基準地震動B:Ss-F1 (水平560ガル、鉛直337ガル) > 宍道断層を対象に、断層モデル手法を用いた地震動評価のうち、主要な施設の固有周期が存在する周期帯におけるSs-Dとの比の平均値が最大の地震動 <基準地震動C:Ss-F2 (水平777ガル、鉛直426ガル) > 宍道断層を対象に、断層モデル手法を用いた地震動評価のうち剛な機器の耐震設計において着目する周期0.02秒の加速度が最も大きい地震動 (震源を特定せず策定する地震動) <基準地震動D:Ss-N1 (水平620ガル、鉛直320ガル) > 2004年北海道留萌支庁南部地震の地表観測記録をもとに解析し
	た岩盤での地震動に不確かさを考慮した地震動 <基準地震動E:Ss-N2(水平531ガル、鉛直485ガル)> 2000年鳥取県西部地震において賀祥ダム(監査廊:岩盤相当) で観測された地震動
顧問の意見	①Ss-F1, Ss-F2 については、なぜ必要なのかが分かり難い。一般の方にも分かるように、なぜこれらを基準地震動として追加することになったかを説明し、クリアにすべき。(釜江顧問) ②応答スペクトル法で作られた Ss-D に近接していることを踏まえ、Ss-F1, Ss-F2 を基準地震動に追加しておくことには問題は無いと思う。ただ、少し特殊な考え方であり、先行審査を見てもこういう方法が使われた例は無いと思うので、今後も一般向けを意識した分かり易く丁寧な説明があったほうがいいと思う。(釜江顧問(コメント))

(「顧問の意見」①について)

・基準地震動 Ss-F1, Ss-F2 は、「震源が敷地に近い地震については、 断層モデルを用いた手法を重視すること」、および「断層モデル による手法の基準地震動は、施設に与える影響の観点から地震 動の諸特性(周波数特性等)を考慮して策定すること」という 審査ガイドの要求を勘案して、施設の耐震設計に用いる応答ス ペクトルについて地震動レベルが大きいものを念のため設定し たものである。

中国電力の 回答

なお、審査ガイドには「応答スペクトルによる基準地震動が全 周期帯にわたって断層モデルを用いた基準地震動を有意に上回 る場合には代表させることができる」という記載もあるが、断 層モデルの宍道断層による地震の地震動評価結果では、個別の 周期帯において基準地震動 Ss-D に近接している部分があるた め、上記のとおり Ss-F1 および Ss-F2 として選定している。

(ア) 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

項目	<3>震源を特定して策定する地震動に宍道断層と海域三連動による地震を選定した理由は何か
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	文献調査で抽出した敷地周辺 21 断層及び過去に発生した地震について、 ・断層長さと敷地〜断層間距離の関係から、敷地に与える影響が最も大きい地震は敷地の極近傍に位置する宍道断層による地震であること ・宍道断層以外の断層について、過去の観測記録に基づく経験式(耐専式)で地震動を評価した結果、敷地に与える影響が最も大きい地震は海域三連動(FーⅢ+F-Ⅳ+F-V)による地震であることから、上記 2 断層による地震を選定した。
顧問の意見	①想定する断層や地震が今の精度で十分だという説明を、調査も含めて継続的にやっていただきたい。宍道断層や周辺の断層、連動性の問題も含めて、更に調査してより納得性のあるものにしていく努力を続けるべき。(佃顧問(コメント)) ②海域のFーⅢ~F-Vの断層を一連のものとした理由は。(佃顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」②について) ・地質構造上の類似性が認められ、断層間の距離が近いことから、 連動するものとして評価した。

項目	<4>島根半島の離水海岸地形と、断層活動との関連性は検討されているか【県独自項目】
審査結果	平成28年度に島根原子力発電所付近の海岸地形、地質データを拡
(審査等にお	充するために空中写真測量や地表地質踏査を実施し、断層活動と
ける中国電力	の関連性は無いことを確認した。
の説明)	
顧問の意見	①島根地域はジオパークに指定されており、地域の住民には島根半島や宍道湖の形成過程、それと地殻変動との関係性、侵食影響の有無などについて素朴な疑問を持っている方が沢山いる。これを踏まえると、地域の住民に地形や地質の特徴について理解を深めてもらうための作業は非常に大事であり、県は説明活動を続けていく必要がある。(佃顧問)
県の回答	(「顧問の意見」①について) ・県の広報誌等を活用し、離水海岸地形や島根半島の成り立ちも 含め、島根地域の地形・地質の特徴について県民に分かり易く 伝えるための活動を実施していく。

項目	<5>宍道断層の端部(西端・東端)の当初申請時からの変更理由・ 設定根拠は何か
審査結果(審査等におの説明)	 ・古浦以西には宍道断層の延長部に対応する断層は認められないが、陸海境界付近の調査結果に不確かさがあること・女島地点では、陸海境界付近を横断する郡列ボーリング調査等で活断層がないことを示すより精度や信頼性の高いデータが得られていることから、女島を西端と評価した。(3km 延長) ・音波探査、ボーリング調査、地表地質踏査の結果、女島以西で宍道断層の延長部に対応する断層活動は認められないなお、古浦湾〜十六島沿岸にかけての重力異常は、・変動地形学的調査から、宍道断層の端部付近で断層活動性が低下していること・古浦〜十六島付近の重力コンターの傾斜部は、後期更新世以降の活動が認められない断層による地下構造に起因すると考えられ、宍道断層の重力異常へ連続しないことから、宍道断層とは関連しない。 〈東端〉 ・下宇部尾東及び森山では、後期更新世以降の断層活動は認められないものの、更に東方において一部断層を除き上載地層がないこと、陸海境界では十分な調査が実施できないこと・美保関東方神合では、音波探査による精度や信頼性がより高い調査において後期更新世以降の断層活動は認められず、かつ、明瞭な重力異常が認められないことから、美保関東方神合を東端と評価した。(14km 延長)
顧問の意見	①東端だけでなく西端についても、西端としている位置から更に 西側の陸域・海域の断層との連続性がないことや離隔距離が十 分にあることを、数値も含めて説明したほうがいい。そうした 調査・評価結果があるならば、的確に表現したほうが安心につ ながる。(佃顧問) ②39kmという宍道断層の最大規模を評価する上で、西端部の評価 についても東端と同じレベルの説明を尽くすべき。(釜江顧問)

③重力異常はスタティックな地下構造を反映する情報であり、活断層かどうかという情報には直接には結びつかないので、追加調査で断層活動性を示す情報が得られておらず、申請時の東端付近でも断層末端の性状を示している中で、重力異常があるところを活断層が想定される地質構造として思い描くには無理がある。重力異常の情報を取り上げて、ここまで東端を延ばす必要が本当にあるかは疑問。

東端については、科学的判断というより工学的、或いは経営的 な判断に基づいて決めたものと理解している。

(佃顧問 (コメント))

(「顧問の意見」①②について)

- ・ 地質調査の結果、
 - 1) 古浦沖から大田沖断層の海域及び沿岸付近における音波探 査の結果、古浦沖から女島付近の陸海境界付近における群列 ボーリング調査等の結果、さらに、古浦西方から女島付近の 陸域における地表地質踏査等の結果、宍道断層の延長部に対 応する断層は認められないこと
 - 2) 宍道断層の末端性状について、変動地形学的調査の結果、端部付近では断層活動性が低下していること
 - 3) 古浦~十六島沿岸付近の重力コンターの傾斜部は、後期更新 世以降の断層活動が認められないF—①断層及びF—②断 層に伴う音響基盤の落差(音響基盤の傾斜部)を反映したも のと考えられ、その重力異常は、宍道断層で認められる明瞭 な重力異常へ連続しないこと

から、宍道断層は西方へ延長しないと評価している。

・宍道断層の西端と評価した女島および文献に断層が記載されている更に西方の美保において地層の急傾斜部が認められるが、これらの連続性は確認されず、また、露頭調査の結果、急傾斜部を示す層理面沿いは固結・密着していることから、固結後の断層活動は認められない。更に西方海域には大田沖断層が確認されるが十分な離隔がある。

中国電力の 回答

項目	〈6〉宍道断層と鳥取沖西部・東部断層が連動することはないか
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	・宍道断層及び鳥取沖西部断層端部の音波探査の結果、後期更新 世以降の活動は認められないこと ・鳥取沖西部断層の西端付近は、横ずれ断層の末端部付近を示唆 する性状を示し、断層活動性が低下していること ・宍道断層と鳥取沖西部断層の間はD2層の高まり及び南側の後期 更新世以降の断層活動が認められないS30断層により規制さ れ、これらを横断する断層は確認されないこと ・宍道断層で認められる重力異常は鳥取沖西部断層へ連続しない こと から、連動しない。
顧問の意見	①横ずれが卓越していれば、音波探査記録の段差では見えない。本当に横ずれであることが見て分かるような内容(横ずれ断層に特徴的な花卉構造等)を用意したほうが説得力があるし、そういったものを分かりやすく見せたほうがいい。(岩田顧問) ②海域の音波探査の結果から、地層の年代感や後期更新世以降の活動有無はどのように判断しているか。ボーリング調査結果等とも照合しているのか。(釜江顧問) ③重力異常の検討結果に関連し、以下の事項を教えて欲しい。・水平勾配の求め方・鉛直1次微分のゼロコンター通過位置の求め方・ゼロコンター通過位置が曲線となっており、各地点において2次元断面を設定して線を引いている場合は、その引き方と妥当性(岩田顧問) ④重力異常に関し、現行の資料では重力の値自体にどういう落差があるかの説明が無い。これでは落差がどの程度かが分からないので、定量的な評価を示すべき。(岩田顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・美保関町東方沖合い及び鳥取沖において、横ずれ断層として特徴的な花弁構造が認められる。 (「顧問の意見」②について) ・音波探査で認められる反射面の連続性、下位層との不整合関係、

堆積構造及び反射パターンの特徴に着目して区分するととも に、柱状採泥調査により試料を採取し火山灰分析および放射性 炭素同位体法による年代測定を行い、その結果から地質時代や 後期更新世以降の活動性の有無を判断した。

(「顧問の意見」③について)

- ・水平1次微分(水平勾配)は、南北方向と東西方向の微分値を 足し合わせて求めている。
- ・鉛直1次微分は、フィルタリングと呼ばれる重力異常から地質 構造を推定する手法を用いている。「水平1次微分の値がある程 度大きい地域」かつ「鉛直1次微分のゼロコンターが通過して いる個所」に着目することにより、断層等の構造境界の抽出が 可能となる。

(「顧問の意見」④について)

・音波探査記録、反射法地震探査、ボーリング調査結果をもとに、 基盤の落差に焦点を当てた重力データ解析を行った結果、解析 値は重力変化(日本の重力データベース(地質調査総合センタ ー,2013))を概ね表現している。

項目	<7>海域三連動の端部(東端・西端)の当初申請時からの変更理由・ 設定根拠は何か
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	・当初申請時は断層との距離が近いこと等からF-V断層延長部にあるK-8撓曲部も連動すると評価していたが、追加音波探査の結果、鮮新統~前期更新統(約80万年前)の地層に断層活動を示唆する変位や変形が認められなかったことから、K-8撓曲部を断層長さ評価から除外し、西端部を2km東に変更した。(短縮) ・F-Ⅲ断層東端部付近での追加採泥調査により得られた火山灰層及び貝殻の年代測定並びに追加音波探査から、B _{1E} 層(中部~上部更新統)の地層に断層活動を示唆する変位や変形が認められないことが確実になったことから、東端部を1.5km 西に変更した。(短縮)
顧問の意見	①海域三連動の長さは申請時の 51.5km から 48km に短くなったが、 地震動は逆に申請時より大きくなった。専門家には理由が分か るが、一般の方向けの説明はきちんとしておいたほうがいい。 (釜江顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・海域三連動の応答スペクトルに基づく地震動評価については、 耐専式が適用範囲外であるため、申請時は耐専式以外の距離減 衰式を用いて評価していたが、現状では安全側の評価として耐 専式を用いているため、評価式の違いにより地震動が大きくな っている。(詳細は論点<9>の回答のとおり)

項目	<8>宍道断層・海域三連動の地震動評価において、基本震源モデルの各パラメータ設定根拠は何か
審査等等をである。	(宍道断層の基本震源モデル> 前述の地質調査等から、いずれも保守性を考慮して、 ・断層長さ 39km(女島〜美保関東方沖合) ・断層幅 18km(上端 2km〜下端 20km の鉛直方向 18km) ・断層傾斜角 90° 震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」(地震調査研究推進本部, 2017))等から、 ・破壊伝播速度 2,570m/s (0.72Vs) ・アスペリティ数 2個 ・アスペリティで置第一アスペリティを囲のリニアメント部第二アスペリティ・敷地に近いAランクリニアメント部第二アスペリティ:敷地に近いAランクリニアメントの中央部付近・短周期レベル 1.60×10 ¹⁹ N·m/s² ・すべり角 180° ・破壊開始点 1)第一アスペリティ下端の西端 2)第二アスペリティ下端の声端 とした。 〈海域三連動の基本震源モデル> 前述の地質調査等から、いずれも保守性を考慮して、 ・断層長さ 48km ・断層幅 約19km (上端 2km〜下端 20km の

- 破壊開始点
 - 1) 東側セグメントの第一アスペリティ下端の西端
- 2) 東側セグメントの第二アスペリティ下端の東端とした。

<宍道断層の震源深さ、断層傾斜角(補足)>

- ・「中国地域の長期評価 (H28 年 7 月) による D90」及び「気象庁 一元化データによる震源鉛直分布」において 15km より深い下限 深さ (20km) が示されていること
- ・波形インバージョン解析等による 2000 年鳥取県西部地震の震源 モデルにおいて最大 18km 程度の断層幅が示されていること から地震発生層下限を 20km に変更した。
- ・地質調査の結果、宍道断層を代表する調査地点と考えられる佐 陀本郷廻谷〜上本庄の断層傾斜角は、南傾斜〜ほぼ鉛直である こと
- ・全国地震動予測地図 2017 年版では宍道 (鹿島) 断層を断層傾斜 角 70°北傾斜としているが、これは鳥取沖での調査結果に基づ くこと

から、宍道断層の傾斜角は90°と評価し、不確かさとして断層傾斜角70°北傾斜を考慮した。

<海域三連動の断層傾斜角(補足)>

- ・断層周辺で発生した横ずれ断層による地震の断層傾斜角のうち、 最も傾斜しているものは71°であること
- ・音波探査記録から海域三連動全体の傾斜角を平均すると35°程度になるが、後期更新世以降の断層活動様式が不明であることから、海域三連動の断層傾斜角は70°南傾斜と評価し、不確かさとして35°南傾斜を考慮した。

顧問の意見

- ①断層モデルの評価はレシピに従い適切になされている。破壊伝搬速度、短周期レベルの設定は論文等の根拠があり問題ない。 アスペリティ位置等の微視的パラメータは事業者判断で設定されているが、保守的設定であれば問題にならないと考える。 (釜江顧問(コメント))
- ②海域三連動の断層傾斜角の設定にあたっては、現在の応力場も しくは発震機構を基にした検討を行っているか。そうした説明 があったほうが分かりやすい。(岩田顧問)
- ③35°の断層傾斜角を採用することが基本モデルとしては適切でない理由は何か。断層傾斜角という実態的に見えないものを想定した時に、どういう説明ができるのか。

古い断層と同じ場所で新たに破壊面を作るのは不自然に感じるので、判断根拠を明確に文章化したほうがいい。(佃顧問)

④地表付近で確認された35°という傾斜角が、地下の地震発生層では70°と広角になっていくとしているので、どういう絵が描けるかという断層のイメージングについて説明があったほうが良い。

地表付近の音波探査結果からすぐに地震動評価のためのモデル 化に行っている印象があるので、一般の方の理解を進めるため にはもう少し段階を踏んだ説明を加えるべき。(佃顧問)

⑤海域三連動の断層傾斜角に関しては、地下深部の情報が十分無い中で70°を基本モデルとすることは理解できるが、音波探査図のどこの変形を見れば良いかは一般の人には分かり難いと思う。D₁, D₂ といった境界層の評価位置も分からないので、説明資料にはもう少し工夫があって良いと思う。

(佃顧問 (コメント))

⑥海域三連動については、段階を追った判断のプロセスを明確に してほしいという気持ちがあった。反射記録等では活断層の可 能性は非常に低いと判断される一方で、その次の段階として、 上載層が分布しておらず後期更新世以降の活動を評価できなか ったため、活断層と見なして断層モデルを作成したと理解して いる。

また、海域三連動の基本震源モデルにおける断層傾斜角を図で表現するなら、観測事実がある 2km までの区間は 35°、2km 以深は 70°と描くのが正しいのでは。そうすると図の上では敷地に近づくように見え、影響を確認したくなる。

観測事実は揺るがないので、2km までの区間も 70° としなければいけない理由があるなら聞いておきたい。(佃顧問)

(「顧問の意見」②③について)

- ・断層傾斜角については、以下のレシピの考え方に基づき、より 信頼性の高い情報を考慮して設定することとしている。
 - 1) 対象とする断層についての反射法探査結果等、断層の傾斜角を推定する資料がある場合にはそれを参照する
 - 2) 周辺にある同じタイプの断層から傾斜角が推定できる場合には、それを参照する
 - 3) 上記のような資料が得られない場合は、横ずれ断層の傾斜角は 90°を基本とする
- ・海域三連動は、B層(中期~後期更新世堆積層)の明瞭な分布 が確認できていないこと等から、後期更新世以降の活動を考慮 する断層と評価している。地質調査結果より、東北東-西南西

中国電力の 回答

走向の低角(南傾斜)逆断層が認められ、その傾斜角は音波探査記録を参照すると断層全体の平均で35°程度である。但し、当該断層は更新世以降において、南側隆起(北側沈降)の逆断層運動を示唆するB層の堆積盆の形成は認められず、横ずれ運動を示唆する花弁構造や引きずり込み構造などの特徴的な反射パターンも認められないことから、後期更新世以降の活動様式は不明である。

従って、本調査結果を基本震源モデルの断層傾斜角として採用することは適切でないと考える。

・ほぼ東西の走向を持つ海域三連動が現在の東西圧縮応力場で活動する場合、主に横ずれの断層活動を示すと考えられることから、レシピの考え方に基づき、当該断層の周辺で発生した横ずれ断層による地震の断層傾斜角を参照して設定している。参照した地震のうち、M7クラスの大規模地震の断層傾斜角は90°であり、中小地震の断層傾斜角は平均的には80°程度、最も傾斜しているものでも71°であることから、70°に設定している。

(「顧問の意見」④について)

・音波探査記録による地表付近の断層傾斜角は平均で35°であるが、後期更新世以降の活動様式は不明であることから周辺にある同じタイプの断層傾斜角を参照し、震源断層面の傾斜角は基本震源モデルで70°と設定した。音波探査記録による地表付近の35°については、震源断層面が35°で傾斜していると仮定して断層傾斜角の不確かさとして考慮した。

(「顧問の意見」⑥について)

・基本震源モデルについては、後期更新世以降の断層活動様式が 不明であることから音波探査記録による断層傾斜角を参照する のではなく、地表で断層が認められる位置に活断層があるもの として、傾斜角を推定する資料がない場合のレシピの考え方に 基づき地表断層位置から 70° (周辺断層の傾斜角を参照)の角 度で地震発生層上限から下限までの断層面を設定している。ま た、断層傾斜角の不確かさを考慮したケースについては、音波 探査記録による断層傾斜角を参照して 35° の角度で設定してい る。

在口	〈9〉応答スペクトル法による地震動評価に耐専式を適用するもの
項目	としないものがある理由、適用する場合も内陸補正を適用し
	ない理由は何か
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	 (宍道断層> ・発電所敷地〜宍道断層間の距離と、耐専式で設定されている極近距離の関係から、全てのケースは耐専式の適用範囲外と判断 (海域三連動> ・海域三連動と耐専式で設定されている極近距離の関係から、基本モデル及び断層傾斜角不確かさケースに耐専式を適用、他ケースは耐専式の適用範囲外と判断 ・安全側の評価として内陸補正を考慮しない。
顧問の意見	 ①海域三連動に本来適用範囲外の耐専式を適用したことについては、一般向けの説明時は保守的な条件設定としていることも含めて、地震の規模が同じなのに方法によってなぜこれだけ違いがあるのかをきちんと説明するよう、注意すべき。(釜江顧問) ②内陸補正を考慮していない点には違和感があり、この評価結果が独り歩きすることを心配している。本来加味すべき補正を考慮していない、安全側の計算結果であることは一般向けに説明しておいたほうがいい。(釜江顧問) ③本来は耐専式の適用範囲外にある海域三連動の基本モデル及び断層傾斜角不確かさケースに耐専式を使った理由や、耐専式を使ったほうが安全側である根拠を示したほうがいい。(釜江顧問) ④耐専式を適用したことについては、単に保守的だから耐専式を使うと言うのではなく、適用範囲内にあるとして使われたと説明するほうが良いと思う。(釜江顧問(コメント))
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①②③について) ・海域三連動の基本モデル及び断層傾斜角の不確かさケースについては、耐専式で設定されている極近距離よりも近いが、極近距離から大きく乖離していないことから耐専式を適用した。また、海域三連動は内陸地殻内地震のため、耐専式では内陸補正を考慮して地震動レベルを低減することができるが、安全側の評価として内陸補正を考慮せずに評価している。上記ケースの内陸補正を考慮した地震動評価結果は、その他の

距離減衰式及び断層モデルによる地震動評価結果の上限レベル となっており、内陸補正を考慮しない場合はそれらを大きく上 回る。

以上より、耐専式を適用した基本モデル及び断層傾斜角の不確かさケースについては、結果的にその他の距離減衰式や断層モデルによる地震動評価結果と比較して安全側の評価となっている。

項目	<10>断層モデル手法による地震動計算において、どのような不確かさの項目、不確かさの組合せが考慮されているか
審査結果(審査等における中国電力の説明)	以下の断層パラメータについて、認識論的不確かさ(事前の詳細な調査や経験式等に基づき設定できるもの)と偶然的不確かさ(事前の詳細な調査や経験式からは特定が困難なもの)に分類し、偶然的不確かさは複数設定した上で、各断層パラメータとの重畳を考慮している。 (認識論的不確かさ) ・断層傾斜角 ・破壊伝播速度 ・すべり角 ・アスペリティ位置/アスペリティ数 ・中越沖地震を踏まえた短周期レベル ・断層位置(海域三連動のみ) (偶然的不確かさ) ・破壊開始点 また、宍道断層は敷地近傍に位置するため、地震動への影響度の大きい短周期レベルと破壊伝搬速度の不確かさを組み合わせたケース等を追加で考慮している。
顧問の意見	 ①総じて、今まで知られている知見の範囲で、丁寧にばらつきを考慮して地震動の検討がなされていると評価できる。但し不確かさをどう組み合わせるかについては、審査の中でコンセンサスが得られても学術的にはまだ研究途上。過剰な設定を避け、現実に即した組合せにすることで妥当性の相場感が見えてくるものであり、重要だが答えはない。(岩田顧問(コメント)) ②海域の応答スペクトル法では、耐専式を使っている上に内陸補正を考慮しておらず、おそらく35°にして色んな不確かさを入れると地震動が大きくなる。結局は基準地震動が変わらないとしても、その確認を取ったほうがいいのではないか。(釜江顧問) ③現在の応力場、どういう地震が発生する可能性が高いかを踏まえた上での合理的な断層モデルの設定であることを説明できるようにしておく必要がある。(岩田顧問)

	(「顧問の意見」②③について)
中国電力の 回答	・海域三連動の断層傾斜角については、レシピの考え方、地質調
	査の結果、現在の応力場等を考慮した上で設定している。
	(詳細は論点<8>の回答のとおり)

項目	<11>断層モデル手法による地震動計算において、経験式(入倉・ 三宅式)の基となった観測データのばらつきを反映(上乗せ) する必要はないか【県独自項目】
論点の趣旨	2020年12月に大阪地方裁判所は、国(原子力規制委員会)が基準地震動の審査において、入倉・三宅式に基づき算出された地震モーメントの平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かの検討をしていなかった点等を指摘し、大飯発電所の設置変更許可を取り消す判決を下した。この判決以降、県民から宍道断層による揺れもばらつきを考慮しているのか、といった心配の声を受けていることを踏まえ、基準地震動の審査における観測データのばらつきの扱いや、基準地震動の策定過程でばらつきを上乗せする必要性に関して、国の見解等※を確認する。 ※既存の公開資料等を県で取りまとめた内容
国の見解等	 (審査における不確かさの考慮> ・強震動予測レシピ(以下、「レシピ」)を用いて地震動評価を行う際には、その評価に影響を与える種々の不確かさがあることから、敷地での地震動が厳しい側のものになるように初期入力条件である震源特性パラメータを設定すること、又は得られた地震動評価結果そのものを大きくすることを行う。 審査ではこのような点を中心に、「経験式が有するばらつき」が存在することを前提として、基準地震動が地震動評価に大きな影響を与えると考えられる不確かさを考慮して適切に策定されていることを、地震学および地震工学的見地に基づく総合的な観点から判断している。 〈審査における観測データのばらつきの扱い>・地震動審査ガイド(審査官が設置許可基準規則等の趣旨を十分に踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認する際に参考とするもの)では、経験式が有するばらつきに対する考慮について、1)「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。」 2) 「その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるもので

あることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必

要がある。」

と規定している。

この記載の趣旨は、経験式が策定された際にはばらつきがあるので、そのことを踏まえた上で経験式の適用範囲が適切なのかを確認するようにということであり、ばらつきの上乗せを求める意味ではない。

<観測データのばらつきを上乗せする必要性>

- ・審査では、入倉・三宅式を用いて地震モーメントを計算する際、 式の基となった観測データのばらつきを反映して計算結果に数 値を上乗せする方法は用いていない。このような方法はレシピ で示された方法ではなく、かつこのような方法の科学的根拠を 承知していないからである。
- ・震源断層面積を固定して地震モーメントを50%上乗せ(1.5倍)、または100%上乗せ(2倍)して試算した場合、震源断層面積に占めるアスペリティ総面積の比が60%を超え、レシピで参照している知見に反する。また、レシピに従うと、アスペリティのすべり量は平均すべり量の2倍としているため、背景領域のすべり量が負となり、震源モデルに破綻が生じる。
- ・こうした上乗せ操作は、基準地震動の策定において必ずしも厳 しい側に評価することにつながらない。
- ・地震動評価においては、震源断層面積が大きくなることの影響 よりも、アスペリティの位置が敷地に近づくことの影響が大き い。
- ・なお、審査における「短周期の地震動レベルを1.5倍したケース」は、レシピの式を用いて計算すれば、地震モーメントを約3.4 倍することに相当する。

(イ) 震源を特定せず策定する地震動

(1) 辰(//	泉を特定せず策定する地震動 「
項目	<12>2000 年鳥取県西部地震、2004 年北海道留萌支庁南部地震を 基準地震動とした理由は何か
審査等では、おりでは、おりでは、おりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	審査がイドで示される 16 地震のうち 13 地震については、・地中の地震観測記録を 2 倍した地震動が既往の震源を特定せず策定する地震動より小さく、影響が小さい (9 地震)・地震観測記録から解析した地盤モデルと調査で得られた地盤が整合せず、岩盤における信頼性ある地震動評価が行えない (3 地震)・地盤情報が乏しいため、地盤モデルが構築できず、岩盤における地震動評価が行えない (1 地震)ため、考慮する地震として選定しない。また、2008 年岩手・宮城内陸地震の震源域周辺は、・新第三紀以降の火山岩、堆積岩が厚く分布・褶曲・撓曲構造が現在の応力場に調和的・逆断層が卓越一方、島根原子力発電所周辺は、・主に新第三紀の堅固な堆積岩が厚く分布・褶曲・撓曲構造が現在の応力場に調和しない・横ずれ断層が卓越など、両地域の地質・地質構造等の特徴が異なっているため、考慮する地震として選定しない。 2000 年鳥取県西部地震は、島根原子力発電所周辺地域で発生した地震であることを踏まえて考慮する地震として選定し、・岩盤相当の記録である質祥ダム(監査廊)の観測記録が「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を一部の周期帯で上回ることから、観測記録を基準地震動として設定した。 2004 年北海道留萌支庁南部地震は、・地表の観測記録が当初申請時の「震源を特定せず策定する地震動」を大きく上回ること・震源近傍(K-NET 港町観測点)のボーリング調査や観測記録と整合する地盤モデルが得られていることを踏まえて考慮する地震をして選定し、
	・地表観測記録をもとに解析した岩盤での地震動に保守性を考慮

	した地震動が「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」を 一部の周期帯で上回ること から、この地震動を基準地震動として設定した。
顧問の意見	①岩手・宮城内陸地震を落として鳥取県西部地震だけ選定するという説明があった一方で、第2グループ (Mw6.5以下の14地震)のほうでは震源メカニズムを考えないのはなぜか。北海道留萌支庁南部地震も発生帯は違うので、それは評価しないということをどうしてしないのか。(岩田顧問) ②「2004年北海道留萌支庁南部地震に保守性を考慮した地震動」を基準地震動に設定したとあるが、「保守性を考慮した」とは具体的には何か。(岩田顧問) ③Vpが2~3km/s程度しかない軟岩で、非常に堅固な地震基盤相当の経験式を使うのはおかしいと思う。Vsは経験的にはもっと小さいと想像される。また、はぎとり等の関連する研究が無いかはもう少し調べたほうが良い。(岩田顧問) ④賀祥ダムはVpが2km/s程度の層は薄く実力としては非常に固い岩盤の観測記録なので、それより少し軟らかい島根サイトの地盤へそのまま持ってくることに問題無いかは、既往の文献調査も含めて丁寧に説明いただいたほうが良い。(岩田顧問) ⑤ダムの影響で特定の周期が節になっている可能性があるので、短周期側で弱い地震動になっていないかについては丁寧な説明が必要だと思う。(岩田顧問) ⑥北海道留萌支庁南部地震以外のMw6.5未満の地震に関する整理結果は、誰のどういう評価かを明確に示したほうが良い。(岩田顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・審査ガイドにおいて、「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」は、国内においてどこでも発生すると考えられる地震で、震源の位置も規模もわからない地震として地震学的検討から全国共通に考慮すべき地震(震源の位置規模も推定できない地震(Mw6.5未満の地震))であるとされているため、メカニズムを問わずに検討している。 (「顧問の意見」②について) ・基盤地震動算定における地盤モデルの減衰定数や非線形特性等の不確かさを踏まえた検討を複数実施し、最も地震動が大きくなるケース(水平方向:609ガル、鉛直方向:306ガル)を採用し、さらに保守性を考慮して振幅をかさ上げした地震動(水平方向:620ガル、鉛直方向:320ガル)を震源を特定せず策定す

る地震動として設定している。

(「顧問の意見」③について)

・ $Vp=1.73 \times Vs$ の関係式における「1.73」は、一般的な岩盤(花崗岩)のポアソン比 0.25 を用いて Vp, Vs とポアソン比の関係から計算された値であるが、賀祥ダム堤体底部の Vp は $2.0 \sim 2.2 \, km/s$ であり、ポアソン比は 0.25 よりも大きいと考えられる。その場合、Vp/Vs は「1.73」よりも大きくなり、それに伴い Vs は $1.2 \, km/s$ よりも小さくなることから、「1.73」を用いて換算することは安全側の評価と考えられる。

(「顧問の意見」 ④⑤について)

- ・賀祥ダム(監査廊)の記録について、震源近傍の他の観測点に おける基盤地震動と比較すると、賀祥ダムの記録のレベルが同 等以上であることから、賀祥ダムの記録は基盤地震動のレベル として妥当なものであると考えられる。
- ・監査廊での記録を Vp=4.2~4.5km/s 程度の岩盤上での記録として島根サイトにおける解放基盤表面上での地震動を算定した結果、その応答波は監査廊での記録を下回ることから、監査廊での記録を島根サイトの解放基盤表面 (Vp=3.24km/s) での地震動とみなすことは問題ないと考えられる。
- ・なお、周期1秒前後では賀祥ダムでの観測記録が他の観測点での基盤地震動評価の結果に比べかなり大きいが、保守的に評価するために賀祥ダムの記録をそのまま採用している。

(「顧問の意見」⑥について)

・北海道留萌支庁南部地震以外の Mw6.5 未満の地震の分析は、電力事業者によるものである。

項目	<13>山陰でもひずみ集中帯の存在が指摘されているが、この地域 で発生した未知の断層に関係する地震(2016年の鳥取県中部 地震など)による地震動を考慮する必要はないか 【県独自項目】
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	山陰ひずみ集中帯とされている地域で発生した地震による地震動の影響も検討しており、2000年鳥取県西部地震(マグニチュード7.3)を「震源を特定せず策定する地震動」として考慮している。また、2016年の鳥取県中部地震(マグニチュード6.6)については、規制委が当該地震記録を収集・整理しており、「震源を特定せず策定する地震動」の評価において収集対象とすべき観測記録には該当しないとされている。
V → E)/L ♡] /	なお、地震伝播方向の分析により鳥取県中部地震に関して特異な 増幅が見られないことを確認しているほか、地震ハザード解析に おいても鳥取県中部地震の情報を反映している。
顧問の意見	 ①蓄積したひずみが地殻の強度を超えた時に地殻が破壊する現象が地震であり、GPSの観測(近年の研究)から、山陰地方ではここ20年くらいのひずみの蓄積具合が比較的速いことが分かっている。原子力発電所は、震源を特定していない地震についても評価をし、それについて対策を行っているので、ひずみの蓄積速度が速いことで新たに考える必要があることが出てくるとは思わない。(岩田顧問(コメント)) ②県民の理解、地震防災という一般的な観点から見ると、山陰は広島などの中国地方の地殻内に比べると大きめの地震がよく起きていることは、広報等により一般の方々に基本的情報として理解してもらうことが大事。(佃顧問) ③中国電力は科学的・技術的に正確に説明しなければいけないので、どうしても一般の方には理解し難い表現になってしまいがちだと思う。そのため県は中立な立場で、正確さを損なわないよう工夫しながら分かり易い表現に変えていく必要があり、そうした努力をしていくべき。(佃顧問)

	(「顧問の意見」②③について)
県の回答	・県の広報誌等を活用し、ひずみによる地震発生のメカニズムや、なぜ山陰地方は他の中国地方に比べ頻繁に地震が起きているかについて、県民の理解が深まるよう周知していく。また、中国電力の取り組み等を一般向けに周知する際は、発電所の状況を良く理解した上で、中立な立場で一般の方に分かり易い言葉を用いて表現するよう努めていく。

項目	<14>規制委員会でバックフィットが検討されている標準応答スペクトルを考慮すると、今後基準地震動が変更になる可能性はないか【県独自項目】
論点の趣旨	令和3年1月に、原子力規制委員会が標準応答スペクトル(全国 共通に考慮すべき標準的な応答スペクトル)を取り入れた規制基 準の改正案を了承したことを踏まえ、標準応答スペクトルを考慮 した場合、島根原子力発電所の基準地震動に変更が生じるかどう かを確認する。 ※国の審査等に先行して確認を行うため、県独自項目として扱う。
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	・島根原子力発電所の基準地震動Ss-D(820ガル)は標準応答スペクトル(600ガル)を大きく上回っていること・地震動評価に用いる地下構造モデルは地震基盤面から解放基盤表面までの間で地震動を大きく増幅させるような構造ではないことから、標準応答スペクトルは島根サイトの地下構造を考慮しても基準地震動に影響を及ぼすものではないと考えている。検討内容の詳細について今後規制庁へ説明していく予定。

ウ 周辺斜面の安定性

項目	<15>斜面の崩壊による重要設備への影響は考慮されているか
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	以下の検討・評価を行い、周辺斜面の崩壊により耐震重要度分類 Sクラスの機器・系統及びそれらを支持する建物・構築物等(耐 震重要施設等)の安全機能が損なわれるおそれがないことを確認 している。 1) 耐震重要施設等の周辺斜面の中で、すべり方向が耐震重要施 設等に向いており、耐震重要施設等からの離隔距離がない斜 面を尾根線・谷線で区切り、耐震重要施設等に影響するおそれのある斜面として抽出 2) 地下水位の分布を踏まえて液状化範囲を検討し、地下水位以 深の埋戻土等の液状化によるせん断強度の低下を考慮 3) 耐震重要施設等に影響するおそれのある斜面に対し、法尻標 高及び地質の種類毎にグループA、B、Cに区分 4) 各影響要因を勘案してグループ毎に評価対象斜面を選定 5) 基準地震動による安定解析を実施した結果、全ての評価対象 斜面ですべり安全率が1.2を上回ったことから、周辺斜面は 想定される地震力により崩壊しないことを確認
顧問の意見	①繰り返し地震の影響に関し、原子炉本体だけでなく周辺斜面の 安定性なども含めて考えることは重要。斜面が何度も地震の影響を受けた時に、1回より危険度が増すという可能性を考慮す る必要がある。(岩田顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・評価に当たっては、強度のバラつきや液状化の影響等、保守的な条件を設定するとともに、地震により破壊した地盤要素の強度低下を考慮した結果、所定のすべり安全率が確保されていることから、繰り返しの地震に対しても十分な安全性を有していると考えている。

	40 F = 1 3 Z = 2 2 1
項目	<16>原子力発電所敷地内にある地滑り、土石流等の危険箇所に対策が講じられているか
審査結果(審査等に対の説明)	 (地滑り影響評価> 文献調査及び地滑り地形判読によって確認された地滑り地形を対象として地形、地質及び湧水等の水文的な観点に基づく現地調査を実施し、調査の結果、・防災科学研究所(以下、「防災科研」)の調査結果である敷地内5つの地滑り地形のうち、4つについては地滑り地形ではないと評価・1つは地滑り地形の範囲に安全施設は存在しないことから、地滑りにより安全施設の機能への影響はないと評価している。ただし、防波壁(西端部)の地山については、・防災科研調査結果の地滑り地形付近において確認された礫質土及び粘性土について、過去の表層すべりの可能性が完全に否定できないことから、尾根線に囲まれた内側の範囲の岩盤部までの礫質土及び粘性土を全て撤去している。 〈土石流影響評価> 文献が示す土石流危険区域・渓流を参照した上で、敷地内の土石流危険区域・渓流の地形を網羅的に抽出して図上調査及び現地調査を実施し、調査の結果、・土石流の影響を受ける施設は限定的であり、島根原子力発電所では安全評価上その機能に期待しない安全重要度分類クラス3の施設のみが対象となること・上記施設は土石流による損傷を考慮して、代替設備による機能維持や安全上支障のない期間での修復等を行うことによりその安全機能を損なわないことを確認し、土石流による安全施設の機能への影響はないと評価している。

工 耐震設計方針

項目	<17>耐震重要度分類を決めた判定基準、重要設備の抽出範囲は 適切か
審査等ででは、おおりでは、おおりでは、おおりでは、おりでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	各設備・施設の耐震重要度は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及びその解釈を踏まえ、・地震により生ずるおそれがある安全機能の喪失及びそれに起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて以下の3種に分類している。 <sクラス>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により強射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を経和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きい施設 <bクラス>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設 <cクラス>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設また、耐震性評価にあたっては実用炉規則別表第二に基づき、・Sクラスの設計基準対象施設(以下「DB施設」)及び重大事故等対処施設(以下「SA施設」) ・上位クラス施設・・SクラスのDB施設のうち、共振のおそれのある下位クラス施設・BクラスのDB施設のうち、共振のおそれのある施設・SクラスのDB施設及びSA施設の間接支持構造物や、波及的影響に関する施設を評価対象として抽出し、規制基準の要求に照らし必要な施設が網羅されていることを確認している。</cクラス></bクラス></sクラス>

なお、当初申請における施設の耐震重要度分類の変更は検討課題が多く、多岐に亘る議論を要すると判断し、取り止める方針としている。

これに伴い、地震時のタービン系配管の破損に伴う被ばく低減対策として地震時に主蒸気隔離弁を閉止するインターロックを設置することとしていたが、

- ・タービン系配管等をBクラス設備として耐震補強することとしたため、地震時の配管破損に伴う被ばくリスクは低減すること
- ・インターロックの取り止めにより、タービン系配管等が破損していない場合、タービン系設備による冷却機能の使用が容易となること

から、当該インターロックの設置についても取り止めることとしている。

顧問の意見

①耐震重要度の変更を取り止めたことは良い判断だと思う。インターロック等の別の設備を設置して安全性を高めることも悪くないが、まずはBクラス、Cクラスの対象設備そのものを強くしておくことが大事。

ただ、「インターロックの取り止めにより、タービン系配管等が破損していない場合、タービン系設備による冷却機能の使用が容易となる」という文章は不要だと思う。この表現では、Cクラスにしてインターロックを付けていた場合は、冷却機能に何か問題が起こっていたと誤解を招く気がする。

(釜江顧問 (コメント))

耐震重要度分類の上位のクラスに属する施設(上位クラス施設)は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(下位クラス施設)の損傷等による波及的影響で安全機能を損なわないように設計する。ここで、上位クラス施設とは、・設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設、その間接支持構造物及び屋外重要重大事故防止設備及び常設重大事故等対処施設が該当する。 波及的影響の評価にあたっては、・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響・耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響・屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響・屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響をもとに敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認している。 また、上記以外に考慮すべき事項がないかを確認するため、原子力施設情報公開ライブラリ(NUCIA)の登録情報をもとに国内の原子力発電所の地震被害事例に基づく事象の検討を行った。検討の結果、地震による原子力発電所の被害情報から確認された被害要因を踏まえても、特に追加すべき事項がないことが確認された。 なお、基準地震動 Ss に対する構造健全性を確認できなかった下位クラス施設については、・健全性を維持できる構造への改造(耐震補強等)・上位クラス施設と下位クラス施設との間に衝撃に耐えうる緩衝	項目	<18>重要設備以外の設備の損傷による重要設備への影響は考慮されているか
体の設置	(審査等にお ける中国電力	は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(下位クラス施設)の損傷等による波及的影響で安全機能を損なわないように設計する。ここで、上位クラス施設とは、 ・設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設、その間接支持構造物及び屋外重要土木構造物・重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設が該当する。波及的影響の評価にあたっては、 ・設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響・耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響・建物内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響・屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響をもとに敷地全体を俯瞰した調査・検討等を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認している。 また、上記以外に考慮すべき事項がないかを確認するため、原子力施設情報公開ライブラリ(NUCIA)の登録情報をもとに国内の原子力発電所の地震被害事例に基づく事象の検討を行った。検討の結果、地震による原子力発電所の被害情報から確認された被害要因を踏まえても、特に追加すべき事項がないことが確認された。 なお、基準地震動 Ss に対する構造健全性を確認できなかった下位クラス施設については、・健全性を維持できる構造への改造(耐震補強等)

顧問の意見	①波及的影響の評価が規制要求通りにSクラスを対象としていることが分かるようにしたほうが良い。特に1号炉・2号炉の廃棄物処理建物の相対変位による影響の説明は、Sクラスへの波及的影響とは思えないので、上位クラス施設の中にSクラスがあることを明示したほうが良い。100mm(間隙程度の寸法)を離隔距離と呼称していることにも少し違和感がある。(釜江顧問(コメント))
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・波及的影響評価においては規制要求通り、Sクラスとその支持構造物等を上位クラスとしている。Bクラスを考えて記載している訳ではなく、基本的には上位クラス施設への波及的影響を考えている。なお、波及的影響評価において建物間のクリアランスを離隔距離と呼称している。

項目	<19>新たに設置する制震装置は島根原子力発電所に適用できるのか
審査結果(審査等におけるの説明)	耐震性向上を目的として取水槽ガントリクレーンに単軸粘性ダンパ、Sクラス以外の配管系に三軸粘性ダンパを新たに適用することとしており、これらの制震装置の構造成立性を確認するため、装置の性能をモデル化した地震応答解析等を実施している。 単軸粘性ダンパは、・単軸粘性ダンパを設置した取水槽ガントリクレーンを対象とした地震応答解析により、ダンパ及び取付部を含めたクレーン本体の構造成立性を確認したこと
	・単軸粘性ダンパの性能試験及びモデル化にあたって、減衰性能への影響の検討を要する項目を「免震構造の審査手引きの提案(平成26年1月)独立行政法人原子力安全基盤機構」を参照して抽出したこと・既工認実績のある制震装置との差異に着目した整理及び「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づき、機器・配管系への適用性や減衰性能への影響の観点から検討を要する項目を整理した結果、追加の検討項目は抽出されず、必要な検討が行われていることを確認したこと等から、適用可能と評価した。
	また、三軸粘性ダンパは、 ・三軸粘性ダンパを設置した配管系の地震応答解析を行い、ダンパ及び取付部を含めた配管系の構造成立性を確認したこと ・配管への取付方法としてラグ又はクランプを選択可能であり、配管の上部及び下部のいずれの位置にも設置することができるため、配置計画の成立性に問題はないこと ・原子力発電所に用いることができる制震装置として米国機械学会規格に記載されており、海外の原子力発電所において振動対策及び地震対策として設置実績があること ・三軸粘性ダンパを設置した配管系の加振試験を実施し、地震応答の低減に有効であることを確認したこと ・三軸粘性ダンパの性能試験及びモデル化にあたって、減衰性能への影響の検討を要する項目を「免震構造の審査手引きの提案(平成 26 年 1 月)独立行政法人原子力安全基盤機構」を参照して抽出したこと

	・既工認実績のある制震装置との差異に着目した整理及び「耐震設計に係る工認審査ガイド」に基づき、機器・配管系への適用性や減衰性能への影響の観点から検討を要する項目を整理した結果、追加の検討項目は抽出されず、必要な検討が行われていることを確認したこと等から、適用可能と評価した。
顧問の意見	①制震装置を設置することで配管系の固有周期のピークが少し短 周期側に移動しているのは、減衰の効果によるものか。 応答倍率は下がっており、応答としては全く問題ないと思うが、 減衰の付与と周期の関係があるのか教えてほしい。 (釜江顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・制震装置は主に減衰を付与するが、装置自体が少し剛性を持っている。このため、制震装置を設置すると配管系として硬くなり、共振ピークの位置は短周期側にずれる。

項目	<20>繰り返し地震や事故が発生した後に起きる地震は考慮されているか【県独自項目】
論点の趣旨	2016年の熊本地震で震度7が2回続けて観測されたことを例にして、県民から原子力発電所では1回の地震しか考慮されていないのでは、といった心配の声を受けていることを踏まえ、島根原子力発電所における繰り返し地震の考慮状況等について確認する。
審査結果(審査等国制)	<繰り返し地震の想定> 安全機能を有するSクラスの施設の耐震設計において、基準地震動Ssに対する安全機能保持を確実にするために弾性設計用地震動Sdを設定し、Sdによる地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。これによりSd相当の地震が繰り返し起きてもSクラス施設の安全機能を損なわないことを確認している。
	なお、Sdの設定にあたっては、 ・Ssとの応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう、Ssに係数0.5を乗じて設定した地震動 (Sd-D, F1, F2, N1, N2) ・「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改定)」(旧指針)の基準地震動S1が果たしてきた役割を踏まえ、S1の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動(Sd-1)をSdとしている。
	また、応答スペクトル手法に基づき策定した基準地震動 Ss-D は、継続時間を 60 秒で設定している。一方、震源が敷地に近い宍道断層による地震の断層モデル手法を用いた地震動評価に基づき策定した基準地震動 Ss-F1、F2、震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 Ss-N1、N2 の継続時間は最大でも約 20 秒程度である。したがって、Ss-D は他の基準地震動 Ss の複数回分に相当する継続時間となっており、地震の繰り返しを考慮しても一定の保守性を有する。
	<事故が起きた後に起きる地震の想定> 設計基準対象施設の耐震設計にあたっては、地震力と設計基準事 故時の状態で作用する荷重の組合せを考慮し、

- ・Sクラスの建物・構築物については、常時作用している荷重及 び設計基準事故時の状態で施設に長時間作用する荷重と弾性設 計用地震動による地震力又は静的地震力との組合せ
- ・Sクラスの機器・配管系については、設計基準事故時の状態の うち地震によって引き起こされるおそれのある事象及び地震に よって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん 事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その 事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係 を踏まえ、適切な地震力との組合せ

による評価を行っている。

また、重大事故等対処施設の耐震設計にあたっては、重大事故を 地震の独立事象として位置づけた上で、重大事故の発生確率、継 続時間及び地震動の年超過確率の積等を考慮し、重大事故時に作 用する荷重と適切な地震力(Ss, Sdいずれか)を組み合わせて評価 を行っている。

①Sd を設定する過程で旧指針のS1を包絡するかが議論されているが、S1とSd は決め方が違う話なので、無理繰りに関係づけようとすると包絡しない部分が出てくるのは当然の話。審査では地震学で決まったS1やS2と、構造工学で決まったSdとが混同されている。

ただ、求められるのは基準地震動 Ss に対する原子炉施設の安全性なので、それをしっかり確認できていれば良いとは思う。 (釜江顧問 (コメント))

- ②Ss-D は継続時間が長いので保守性が担保されるとの説明があったが、Ss で求められているのは弾性設計ではないので、建物の変形具合によっては長く振る効果が浮かび上がると思う。本質的にはそうした効果も関係するのでは。(釜江顧問)
- ③荷重の組み合わせの考え方は以前からあるが、重大事故等対処施設や SA 施設などは新たな要求だと思うので、新規制基準で追加された評価の内容を簡単に教えてほしい。(釜江顧問)
- ④今の原子力の枠組みでは、敷地周辺に断層帯があればそれが全て同時に動くことも含めた最悪シナリオの評価が求められており、島根原発の周りで最も影響のある宍道断層でも、非常に余裕を見た形で地震規模を決めている。

宍道断層で熊本地震のように前震という形で最初に一回り小さい地震が発生し、その後本震が起こることを否定はできないが、起こり得る最大の地震を本震だとすると、その地震による地震動を基準地震動として定義して、その中で施設の安全性が担保されているので、前震や余震が起こったとしても安全性に問題

顧問の意見

はないと思う。その根拠として、一般には弾性設計用地震動 Sd は Ss の 0.5 倍程度に設定するが、島根原発の場合は Ss の 0.8 倍程度も想定されていた。0.8 倍でほぼ弾性状態が確認されているのであれば、他のサイトと比べ耐震安全性は高いと思う。建物の裕度という意味では、Ss で何か影響があるのではなくそれ以上の強度を持っているのは大事な話。原子炉建物の場合は許容限界が弾性範囲を少し超えたぐらいのところ(機能維持できて構造的には大きな影響がないレベル)で規定されているので、少しひび割れることはゼロではないと思うが、裕度は十分あり、機能維持は確認されているので安全上問題はないと思う。また、設備・機器はかなり強く作られているので、一般には非線形になることはないと理解している。

こうした繰り返し地震に対する島根原発の地震環境に加え、施 設の耐震性を総合的に考えると、熊本のように繰り返し地震が 発生したとしても問題はないと思う。

(釜江顧問 (コメント))

⑤連続地震は熊本地震以外の本震・余震型でも起きており、一番 重要なのは地震規模が大きいとその揺れが一番大きいという訳 ではないこと。余震の規模が一回り小さくても、直下で起きれ ば本震の時より揺れることはこれまでも沢山あった。熊本地震 の場合は震源と観測点が非常に近かったために震度7が2回記 録されており、これを受けて何度も震度7が起きることを危惧 されているのだと思うが、震源の場所と規模と、対象サイトの 関係を考える必要がある。

熊本地震で2回の震度7が出たことについては、明らかに地盤による増幅の影響があったことが研究されており、揺れの予測は、熊本の例を取ってマグニチュード7クラスの地震が起きたら直上は必ず震度7が起きると考えるのではなく、様々な過去の事例とサイトの地盤の特徴を認識した上で行っている。

原発の場合は基準地震動をかなり極限に近い規模で設定していて、なおかつそれに裕度を考えるという論理を持っている。

(岩田顧問(コメント))

⑥宍道断層で発生する地震はかなり大きく評価されており、熊本 地震のような地震発生プロセスを想定しても大丈夫だと思う。 わかり易さを追求するのであれば、原子炉建物に対して熊本地 震の1回目で壊れた建物の強度がどうだったかなどを比較する のも一つの方法だと思う。

連続して大きな地震が起きることに対してどう対応するかは、 オペレーションの問題。具体的にどんなオペレーションをする かは住民の方も心配されると思うので知っておくべきであり、 色々な災害についてそういった話も説明しておくことが、住民 の方に安心していただくためには必要だと思う。 (佃顧問(コメント))

⑦事故時の荷重の組み合わせに関して、設計基準事故以上のところまで踏み込んだ形の中で、最悪の場合でも重大事故等対処設備だけは使えて対策できることは非常に大事だと思う。 福島事故以降、色々な重大事故対応を図られているので、これらを今後の実際のものづくりへ反映し、しっかりと確認してほしい。(釜江顧問(コメント))

(「顧問の意見」②について)

・非線形に入っても長い時間揺らした上での解析をしており、一 定の保守性は入っている。また、Ss-Dでの評価結果も許容限界 に対して余裕のある結果となっており、例えば原子炉建物の最 大応答せん断ひずみは許容限界の3分の1程度の値になってい ること等から、かなりの余裕があると考えている。

中国電力の 回答

機器については繰り返しに対しては疲労という損傷モードになるが、許容限界は終局限界に対して20倍の安全率を取った疲労 線図を使っており、こちらもかなりの余裕があると考えている。

(「顧問の意見」③について)

・新規制基準において、重大事故時の評価が追加されており、重 大事故時では設計基準事故時と比べて厳しい荷重状態(圧力、 温度)を考慮し、その荷重状態と適切な地震動を組み合わせた 耐震評価を実施する。

項目	<21>地震に伴う地面の液状化による重要設備への影響は考慮されているか
審査結果(審査等におけるの説明)	発電所敷地内において、 ・道路橋示方書・同解説(V耐震設計編)(道路橋示方書)及び港湾の施設の技術上の基準・同解説に基づく液状化判定の対象となる土層・液状化判定の対象となる埋戻土(掘削ズリ)を液状化評価対象層として抽出し、当該層の液状化試験結果をもとに基準地震動 Ss 相当が作用した地盤の状態を判定し、それを踏まえた液状化強度特性を設定することで、液状化による影響を考慮している。なお、液状化試験結果が繰返し軟化(サイクリックモビリティ含む)、若しくは非液状化となる土層も、念のため液状化強度特性を設定して保守的な構造物評価を実施している。 液状化影響の検討対象候補施設は、 ・設計基準対象施設(建物、構築物、屋外重要土木構造物及び津波防護施設)・重大事故等対処施設とし、これらの設置状況(基礎形式、支持層、基礎下端深さ)及び設計用地下水位に基づき液状化検討対象を選定することとしている。なお、取水口、取水管及び1号放水連絡通路防波扉については、周囲に液状化評価対象層が分布しないことから抽出対象外とする。 また、可搬型重大事故等対処設備による重大事故等への対応に必要なアクセスルートは、地震時の液状化に伴う地中埋設構造物の浮き上がりの影響を受けることなく通行性を確保する。
顧問の意見	①液状化試験に基づく評価において、外力は考慮に入っているか。 土木学会でレベル2地震動が決められていたので、地震力に対 してはどういう評価だったかを教えてほしい。(釜江顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について)・試験に関しては地盤物性だけで判断しているが、レベル2地震動が非常に大きな地震動であることを考慮し、サイクリックモビリティについても保守的に液状化として評価している。

	T
項目	<22>新たに設置する地下水位低下設備の機能及び耐震性は考慮されているか
審査結果(審査等における中国電力	主要な建物等(原子炉建物、タービン建物、廃棄物処理建物、制御室建物及び排気筒)に作用する揚圧力及び液状化影響の低減を目的として新たに地下水位低下設備を設置し、その機能は設計地下水位の設定において考慮する。この設備は、・既設の地下水位低下設備のドレーンより低い位置で集水・既設の地下水位低下設備から独立し、信頼性(耐久性、耐震性及び保守管理性)を満足するものとし、設計用地下水位の設定にあたっては地形等を適切にモデル化した浸透流解析を実施し、保守性を確保した上で耐震評価を行う方針としている。 なお、既設の地下水位低下設備は、・ドレーン(サブドレーン、集水管及び接続枡)の直接的な確認ができないこと(保守管理性が低いこと)等から、設計用地下水位の設定において機能に期待しない方針と
の説明)	している。 また、発電所の供用期間の全ての状態において地下水位低下設備 の機能を維持する観点から、地下水位低下設備の機能喪失要因等 の分析結果に基づき、 ・各構成部位において基準地震動 Ss への機能維持の確認 ・排水機能(揚水ポンプ)、監視・制御機能(制御盤、水位計)、 電源機能(非常用ディーゼル発電機)の多重化 ・制御盤の屋内設置(火災等の外部事象対策) ・揚水井戸の蓋設置(竜巻飛来物・火山灰対策) を行う。更に、それでもなお動作不能が発生した場合を想定し、 復旧用可搬ポンプを用いて復旧を行う多段な対策によりその信頼 性向上に努める。
顧問の意見	①耐震性評価の前提条件として絶えず地下水位を下げておく必要があるなら、地下水位低下設備は非常に重要なものになると思う。その辺の位置づけはどうか。(釜江顧問) ②最近頻発しているような突発的な大雨に対し、この設備は対処できるのか。(岩田顧問)

- ③地下水位低下設備は耐震安全上重要な位置づけになるのか(浮力を考慮すると接地率が厳しいのか、裕度を増やすための措置なのか、設計として成立させるための設備なのか 等)。 位置づけによっては設備の重要性が高まって機能維持に対する評価も重要となり、設備を維持管理するのも非常に大変になると思う。(釜江顧問)
- ④雨量の推定等により解析上は機能をある程度正しく評価できると思うが、具体的な地下水の状況はドレーンの設置場所によっても変わると推測されるので、耐震評価上の必須事項ではないことが望ましいとは思う。

(釜江顧問 (コメント))

⑤地下水位低下設備は水位が一定値になればポンプを起動して地下水を下げるものだと思うが、水位警報等は設けられているか。 また、ポンプの故障等も検知できるのか。(釜江顧問)

(「顧問の意見」①について)

・地下水位低下設備は新規制基準への適合にあたり、原子炉建物等の設計の前提条件となる地下水位を一定の範囲に保持するために必要であることから、設計基準対象施設(Cクラス: Ss機能維持)として位置づける。

なお、地下水位低下設備は安全施設には該当しないが、設備の 重要性を考慮し、故障要因等を整理した上で信頼性向上(多重 化、非常用電源確保、Ss機能維持、復旧用可搬ポンプの準備等) を図っている。

(「顧問の意見」②について)

中国電力の 回答

・設置許可段階では島根原子力発電所での年間降雨量の 1.5 倍以上 (2,400mm) を降らせて定常解析 (浸透流解析) を行っているが、詳細設計段階では局所的、瞬間的に大量の雨が降った場合を想定した非定常の解析を行うこととしている。

(「顧問の意見」③について)

・地下水位低下設備は、主要な建物等に作用する揚圧力及び液状 化に対して基礎スラブ及び地下外壁の耐震性を確保するため、 設計地下水位を上回らないよう維持するための重要な設備とな る。Ss 機能維持等の要求機能を満足するよう保全計画に定め、 保守管理を行っていく。

(「顧問の意見」⑤について)

・地下水位低下設備のA系, B系それぞれに監視盤があり、そこ に水位情報や故障情報が表示されるようになっている。地下水 は常時ある程度の流入があり、ある水位になるとポンプ起動、 水位が低下するとポンプ停止というオンオフを繰り返す設定で あり、水位の各段階で警報等が出る設定となっている。

②津波

ア 基準津波

項目	<23>基準津波はどのような想定か
項目 審査等 審査等に司 の説明)	・敷地周辺海域にある断層の中で、断層長さや発電所との距離から予測される津波波高が最も大きいことから海域三連動を選定・発電所近傍の津波痕跡記録より、1983 年日本海中部地震津波、1993 年北海道南西沖地震津波が島根半島に影響を与えたと考えられることから、日本海東縁部を選定 以上の選定結果及び防波堤の有無に関する検討結果をもとに、水位上昇側、水位下降側合わせて6つを基準津波として想定した。 <基準津波1 (水位上昇・下降側) > 鳥取県が佐渡島北方沖に想定した断層(222km)を波源とする津波 <基準津波2 (水位上昇側) > 佐渡島北方沖と青森県西方沖の地震発生領域の連動(大すべり域位置IVV)を想定した断層(350km)を波源とする津波 <基準津波3 (水位下降側) > 佐渡島北方沖と青森県西方沖の地震発生領域の連動(大すべり域IVVI)を想定した断層(350km)を波源とする津波 <基準津波4 (水位下降側) > 敷地周辺の海域三連動を波源とする津波 <基準津波5 (水位上昇側、防波堤無し) > 佐渡島北方沖と青森県西方沖の地震発生領域の連動(大すべり域VIVII南30km)を想定した断層(350km)を波源とする津波
	域VIVI南30km)を想定した断層(350km)を波源とする津波 <基準津波6(水位下降側、防波堤無し)> 佐渡島北方沖と青森県西方沖の地震発生領域の連動(大すべり 域VIVII南20km)を想定した断層(350km)を波源とする津波
	なお、過去の敷地周辺における津波痕跡を調査し、1983年日本海中部地震、1993年北海道南西沖地震、1833年山形・庄内沖地震由来の津波堆積物については、・津波堆積物の分布標高を基準津波による水位が上回ることから、基準津波の選定に影響しない。
顧問の意見	①津波堆積物の調査はどこで行ったのか。福井県の若狭地域のように、堆積物が溜まる湖みたいなものは敷地周辺にあるか。 (釜江顧問) ②東北の津波だと堆積物よりも実際の津波の高さは上だったが、

その点はどう考慮しているのか。津波堆積物の高さは正確に出ると思うが、東北日本の地震で分かったように、実際に津波の堆積物ができた高さよりも、遡上高は標高が高いと思う。 (佃顧問)

- ③堆積物の調査地点が適した場所を選定されていて、そこで堆積物の有無を判断したことが適切だという説明は必要だと思う。また、既存の文献で山陰地方の海岸付近での最大津波到達高さの記録があれば、併せて紹介してほしい。(佃顧問)
- ④津波堆積物調査の結果は、科学的なレビューを受けた論文にするとより信頼性が高くなると思う。調査の地点・箇所も含め、 記録が適切だという確認は立地の安全をより深める意味でも重要なので、論文化を期待したい。(佃顧問(コメント))

(「顧問の意見」(1)について)

・調査は敷地周辺の海岸沿いで2箇所(佐陀本郷,千酌)においてボーリング調査及び定方位試料採取を行った結果、津波由来を示す積極的な証拠は見出せなかった。なお、敷地周辺には湖はない。

(「顧問の意見」②について)

・ 堆積物は確認できていないので、津波高さとの関係は整理できていないが、評価としては文献の堆積物標高より高い津波高さとなることは確認している。

中国電力の 回答

(「顧問の意見」③について)

- ・津波堆積物調査を行った佐陀本郷及び千酌は、海岸に砂州堆積 物や砂丘堆積物が認められ津波堆積物が保存しやすい地形であ る。ボーリング調査及び定方位試料採取によりイベント堆積物 の可能性がある地層を抽出し、年代測定、微化石分析等を実施 した結果、津波由来を示す積極的な証拠は見出せなかった。
- ・山陰地方における津波堆積物の文献調査の結果、1833 年山形・ 庄内沖地震の可能性があるイベント堆積物が確認され、米子空 港周辺で10cm程度である。

	1
項目	<24>日本海東縁部を波源とする津波において、222kmの断層の方が 350kmの断層より高い津波となるのはなぜか
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	断層長さ 222km の波源モデルは鳥取県独自の検討に基づいており、 ・近年の長大断層に対するスケーリング則を用いて算出される最大すべり量を上回るすべり量(16m)を設定 ・断層長さ約 220km の長大断層についてすべりの不均質性を考慮せず、すべり量を一律に設定するなど、過度に安全側のパラメータ設定になっているため、断層長さ 350km のモデルよりも高い津波となる。
顧問の意見	①国交省、内閣府、文科省はどういうスケーリング則を使っているのか。(釜江顧問) ②鳥取県は武村式を使っているので規模やすべり量が大きくなっていると思う。一般的に地震動の時は入倉・三宅式を使うが、鳥取県では武村式を使っている点について、審査で議論になったのか。(釜江顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」①について) ・国土交通省・内閣府・文部科学省(2014)では、入倉・三宅(2001)をベースとしたスケーリング則で Mw7.7以上では平均すべり量は6mで飽和するとしている。また、大すべり域の設定をしており、そのすべり量は平均すべり量の2倍としている。 (「顧問の意見」②について) ・鳥取県(2012)の波源モデルは武村式を使っており、地震調査研究推進本部(2016)及び土木学会(2016)に示される近年の長大断層に対するスケーリング則を用いて算出される最大すべり量を大幅に上回るすべり量(16m)であること、および鳥取県(2012)が採用している武村(1998)のスケーリング則が準拠している内陸地殼内地震のデータの最大長さが85kmであり、それ以上の断層長さは外挿領域となっていること等から、過度に安全側のパラメータ設定になっていることを説明した。

項目	<25>日本海東縁部を波源とする津波において、防波堤の損傷が考慮されている理由は何か
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	防波堤(防波壁とは異なり、港に一般的に設置されている波除けの工作物)は、 ・敷地周辺の地震、津波により損傷する可能性が否定できない自主設備であり、 ・敷地周辺の地震等によって防波堤が損傷した後、補修が完了するまでの期間に日本海東縁部を波源とする津波が来襲する可能性を否定できないことから、損傷を考慮した上で基準津波を選定している。
顧問の意見	①防波堤が壊れて波及的影響を及ぼすことはないか。 壊れても特に問題がないのであれば、評価としては非常にクリ アだと思う。(釜江顧問)
中国電力の回答	(「顧問の意見」①について) ・防波堤と2号炉の取水口との間には最短で約340mの距離があるが、防波堤について、地震や津波波力、津波時の越流による洗掘により漂流・滑動する可能性について検討した。 ・漂流に対する評価として、防波堤の主たる構成要素である防波堤ケーソン、消波ブロック、被覆ブロック及び基礎捨石は海水の比重より大きいことから、漂流して取水口に到達することはない。 ・また、損傷した状態で津波による流圧力を受けることにより、滑動する可能性が考えられるが、防波堤近傍の津波流速(3m/s)に対して保守的に発電所近傍の最大流速(10m/s)を用いて安定質量の評価を行うと、コンクリートの安定質量は約195t、石材の安定質量は215tと算定される。これに対し、防波堤ケーソンを除く消波ブロック、被覆ブロック及び基礎捨石は、安定質量を有しないことから、滑動すると評価する。 ・滑動すると評価した防波堤構成要素のうち、消波ブロック及び被覆ブロックについては、イスバッシュ式より安定流速がそれぞれ8.6m/s、5.8~6.5m/sと算出されており、安定流速を上回る取水口への連続的な流れが発生していないこと、防波堤から2号炉取水口との間に距離があることから取水口に到達することはない。

- ・なお、50kg~500kg 程度の基礎捨石については、被覆ブロック 等の下層に敷かれていること、2号炉の取水口との間に距離が あること、港湾内に沈んだ場合においても海底面から取水口呑 口下端まで5.5m の高さがあることを考えると、津波により滑 動、転動し、取水口に到達することはない。
- ・以上より、防波堤は地震あるいは津波により損傷した場合においても、非常用海水冷却系に必要な2号炉の取水口及び取水路の通水性に影響を及ぼすことはないものと評価する。

「県独自項目」 「県独自項目」 「映独自項目」 「地震以外の要因による津波〉・隠岐トラフ・対馬海盆での海底地滑り・敷地周辺での陸上地滑り・敷地周辺での岩盤崩壊・鬱陵島・隠岐諸島・渡島大島の山体崩壊を検討し、日本海東縁部の津波以下であることを確認した。 「神波警報が出ない津波〉・平成30年12月にインドネシアで発生したような火山現象(山体崩壊)による津波・地滑り(陸上及び海底)による津波・地滑り(陸上及び海底)による津波といった津波警報が発表されない可能性がある津波の発生についても検討しており、・島根原子力発電所では、津波警報の発表を受けて必要となる運用(放水路又は取水路のゲートの閉止等)はないことから、これらによって原子炉施設の安全機能が損なわれないこと		〈26〉地震以外の要因による津波の影響は考慮されているか
 (地震以外の要因による津波> ・隠岐トラフ・対馬海盆での海底地滑り ・敷地周辺での陸上地滑り ・敷地周辺での陸上地滑り ・敷地周辺での岩盤崩壊 ・鬱陵島・隠岐諸島・渡島大島の山体崩壊 を検討し、日本海東縁部の津波以下であることを確認した。 (津波警報が出ない津波> ・平成30年12月にインドネシアで発生したような火山現象(山体崩壊)による津波 ・地滑り(陸上及び海底)による津波 といった津波警報が発表されない可能性がある津波の発生についても検討しており、 ・島根原子力発電所では、津波警報の発表を受けて必要となる運用(放水路又は取水路のゲートの閉止等)はないことから、これらによって原子炉施設の安全機能が損なわれないこと 	項目	
 と確認した。 く地震以外の要因による津波の重畳> 津波発生要因の因果関係を考慮し、 ・海域三連動と対馬海盆の海底地滑り ・海域三連動と敷地周辺の陸上地滑り の重畳を考慮。 ・日本海東縁部の津波波源と海底地滑り、陸上地滑り地形の箇所は離れていることから、重畳は考慮しない。 	審査結果(審査等における中国電力	 <地震以外の要因による津波> ・隠岐トラフ・対馬海盆での海底地滑り ・敷地周辺での陸上地滑り ・敷地周辺での陸上地滑り ・敷地周辺での岩盤崩壊 ・鬱陵島・隠岐諸島・渡島大島の山体崩壊 を検討し、日本海東縁部の津波以下であることを確認した。 <津波警報が出ない津波> ・平成30年12月にインドネシアで発生したような火山現象(山体崩壊)による津波 ・地滑り(陸上及び海底)による津波といった津波警報が発表されない可能性がある津波の発生についても検討しており、 ・島根原子力発電所では、津波警報の発表を受けて必要となる運用(放水路又は取水路のゲートの閉止等)はないことから、これらによって原子炉施設の安全機能が損なわれないことを確認した。 <地震以外の要因による津波の重畳> 津波発生要因の因果関係を考慮し、 ・海域三連動と対馬海盆の海底地滑り ・海域三連動と敷地周辺の陸上地滑りの重畳を考慮。 ・日本海東縁部の津波波源と海底地滑り、陸上地滑り地形の箇所は離れていること
・平成30年12月にインドネシアで発生したような火山現象(山体崩壊)による津波・地滑り(陸上及び海底)による津波といった津波警報が発表されない可能性がある津波の発生についても検討しており、でも検討しており、・島根原子力発電所では、津波警報の発表を受けて必要となる運用(放水路又は取水路のゲートの閉止等)はないことから、これらによって原子炉施設の安全機能が損なわれないこと	(審査等における中国電力	・隠岐トラフ・対馬海盆での海底地滑り・敷地周辺での陸上地滑り・敷地周辺での岩盤崩壊・鬱陵島・隠岐諸島・渡島大島の山体崩壊
\(\rangle \) \(\lambda \rangle \) \(\ra		 ・平成30年12月にインドネシアで発生したような火山現象(山体崩壊)による津波 ・地滑り(陸上及び海底)による津波 といった津波警報が発表されない可能性がある津波の発生についても検討しており、 ・島根原子力発電所では、津波警報の発表を受けて必要となる運用(放水路又は取水路のゲートの閉止等)はないことから、これらによって原子炉施設の安全機能が損なわれないこと

イ 耐津波設計方針

項目	<27>津波(水位上昇側)による施設への影響(浸水等)は考慮されているか
審査等におの説明)	以下の津波防護対策を講じることで、基準津波による施設への浸水等の影響を防止する。 <外郭防護1> 地上部については、3種類の構造型式からなる防波壁(多重鋼管抗式摊壁、鋼管抗式逆T摊壁、波返重力擁壁)及び防波扉を設置することにより、津波防護対象設備を内包する建物及び区画に基準津波による遡上波を到達・流入させない設計とする。地上部以外の取水路及び放水路等については、・2号炉取水槽除じん機エリア天端開口部への防水壁及び水密扉の設置・2号炉取水槽冷に人機エリア天端開口部への防水壁及び水密扉の設置・2号炉取水槽(/Cケーブルダクト貫通部への貫通部止水処置・2号炉取水槽へ/Cケーブルダクト貫通部への貫通部止水処置・2号炉取水槽へ/Cケーブルダクト貫通部への貫通部止水処置・2号炉取水槽への流路縮小工の設置・1号炉取水槽への流路縮小工の設置・1号炉取水槽への流路縮小工の設置を行うことにより、津波を流入させない設計とする。 <外郭防護2> 重要な安全機能を有する設備(非常用海水冷却系の海水ポンプ)が屋外に設置されている取水槽海水ポンプエリアについては、浸水想定範囲、防水区画として設定し、・取水槽床ドレン逆止弁に津波が到達した場合に漏水が発生する可能性があることを考慮し、浸水想定範囲における浸水を仮定・その上で、浸水量が非常用海水冷却系の海水ポンプが機能喪失する高さに対して十分余裕のあることを確認(Im以上の余裕を確認)することにより、安全機能への影響がないことを確認している。 <内郭防護> 上記の二方針のほか、地震後の津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量の想定に基づき、・タービン建物(耐震Sクラスの設備を設置するエリア)に防水壁、水密扉、床ドレン逆止弁を設置

	,
	・海域と接続する低耐震クラス機器・配管への対策(隔離弁設置、 基準地震動Ssによる地震力に対するバウンダリ機能保持) ・タービン建物(復水器を設置するエリア)との境界にある開口 部(貫通部)の止水処置 によって浸水の可能性がある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口) に流入することを防止する。
顧問の意見	①新しい津波対策としてまず外壁で防御して、内側では漏れに備えて水密扉等の対策を取るという、多重に色々と防御されていることは理解できた。あとは具体的な全体の流れ、実際に起こったときにどうなるかといったところがポイントだと思う。(佃顧問(コメント)) ②津波による浸水防止に関し、規制側がドライサイトを求めている中で復水器周りでの浸水を想定しているのは、重大事故等の最悪シナリオも評価しているということなのか。この範囲が浸水するというストーリーを教えてほしい。(釜江顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」②について) ・内郭防護では、復水器を設置するエリアにある循環水配管の伸縮継手部は耐震上弱いと考えているため、そこが地震時に破損し、津波が来る前に循環水がこのエリアに浸水するというストーリーで評価している。 津波が来る前に循環水ポンプを停止して弁を閉止する設計としているため、このエリアに津波の水は実質入らない。

項目	<28>津波(水位下降側)による海水取水性への影響は考慮されているか
審査結果(審査等におからの説明)	管路解析により得られた基準津波による取水槽内の水位下降側の入力津波高さはEL-6.5m となるのに対し、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプの設計取水可能水位はポンプ長尺化により各々EL-8.32m, EL-8.85mとする。その上で、・基準津波による水位低下に対して海水ポンプが機能保持でき、冷却に必要な海水が確保できる設計であること・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること・浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること・漂流物となる可能性のある施設・設備等が、2号炉取水口に到達し閉塞させないことを確認することにより、基準津波による海水取水性への影響は無いと評価している。 なお、津波発生時の海水ポンプ取水性に係る運用対応(※)として、大津波警報が発令された場合は原則、第一波の到達予想時刻の5分前までに循環水ポンプを停止する。 (※)日本海東縁部に想定される地震による津波の取水槽最低水位が海水ポンプの取水可能水位に対して余裕がないことから、設計に係る運用事項として位置付けたもの。海域活断層から想定される地震による津波に対しては、循環水ポンプ運転時においても取水槽水位が海水ポンプの取水可能水位を下回らないことを確認している。
顧問の意見	①津波の引き波については、かなり下がっても大丈夫という説明だけではなく、最終的には冷却水をどのように確保できるかという視点が重要。水位が下がりっ放しはあり得ないので、ある瞬間取れない状況があって、それがどのぐらい続くのかといった視点でも説明されたほうが分かりやすいと思う。 (佃顧問 (コメント)) ②輪谷湾内には砂礫が分布しているが、砂礫層の厚みや、津波時の影響有無は確認しているか。(岩田顧問) ③輪谷湾は内海なので、砂礫の堆積量は変化するものではないと

考えていいか。(釜江顧問)

④大きな津波だと津波石が打ち上げられたという情報もあるし、 岩盤の中に独立した岩があってそれが取水口を破壊しないか、 ケーソンのような構造物が動き出して破壊しないかなどと色々 なことが考えられるが、そういう事象は起こり得ないか。 取水口自体を破壊するものがないかという観点で説明があった ほうが良いと思うので、聞いておきたい。(佃顧問)

(「顧問の意見」②について)

・輪谷湾の中央に位置する砂礫層は岩盤上に数10cm程度薄く堆積 しているものであり、粒径としては浮遊する砂よりは大きいた め、現在の解析結果では浮遊してこないと考えている。

(「顧問の意見」③について)

中国電力の 回答

・外からどんどん供給されるものではないと認識しており、色々な工事や新規制対応でボーリングを行っているが、大きな変化は確認されていない。

(「顧問の意見」④について)

・底質分布はサイドスキャンソナーで広く面的に調査しており、 ある程度大きい津波石であれば記録として残ると考えている が、そういうものは確認されていない。また、取水口の口は約 3mあり、サイドスキャンソナーで大きい石は確認できていない ため、取水口が閉塞するようなことはないと考えている。

項目	<29>防波壁への基準津波の水圧と漂流物衝突による影響は考慮されているか
審査結果(審査等国制)の説明)	防波壁の設計において、基準津波に伴う津波荷重(波圧等)及び 漂流物衝突荷重を考慮しており、それぞれの荷重条件は以下の検 討結果にもとづき設定している。 <津波荷重の設定にあたって水理模型実験及び津波シミュレーションによる検討を行い、 ・水理模型実験の結果から、ソリトン分裂波や砕波が発生しないこと ・三次元津波シミュレーションの結果から、島根原子力発電所の複雑な地形や三次元的な流況による影響は認められないため、水理模型実験及び断面二次元津波シミュレーションによる津波波圧は妥当と判断できること ・水理模型実験及び津波シミュレーション結果による津波波圧は、既往の津波波圧算定式(敷地高以上では朝倉式、敷地以深では谷本式)による津波波圧に包絡されることを確認した。 これらの検討結果を踏まえ、防波壁の設計においては、・敷地高以上(防波壁前面、EL.+6.5m以上)については朝倉式・敷地高以深(護岸前面)については谷本式による津波波圧を設定することで保守性を確保し、設計用津波波圧の算定に用いる津波高さは、平面二次元津波シミュレーション結果よりEL.+12.6mを用いる。
	<漂流物衝突荷重> 構内海域(輪谷湾)、構内陸域、構外(半径 5km 以内)の海域・陸域について漂流物調査を実施し、防波壁に対して影響評価を行う漂流物を以下のとおり設定した。漁船については、操業状況を踏まえ、津波防護施設から 500m 付近で操業または航行する漁船の最大を考慮して設定した。(基本とする設計条件)・輪谷湾内に面する範囲は構内陸域の漂流物であるキャスク取扱収納庫、構内海域の漂流物である総トン数 10 トンの作業船及び構外海域の漂流物である総トン数 3 トンの漁船・外海に面する範囲は構内海域の漂流物である総トン数 10 トンの作業船及び構外海域の漂流物である総トン数 10 トンの作業船及び構外海域の漂流物である総トン数 10 トンの漁船

また、漁船については、基本とする設計条件に加え、漁業法に よる制限等に基づき、操業および航行の不確かさを考慮して以下 の条件を設定した。 (不確かさを考慮した設計条件)

・輪谷湾内面する範囲、外海に面する範囲ともに総トン数 19 トン の漁船(発電所周辺漁港で最大の漁船)

なお、基準適合状態維持の観点から、操業する漁船の将来的な変更を確認することとし、定期的(1回/定期事業者検査)に調査範囲内の漂流物調査を実施するとともに、津波防護施設への影響を評価し、必要に応じて対策を実施することとしている。

また、防波壁に作用する荷重及び荷重の組合せについては、設備の設置状況、構造(形状)等の条件をもとに整理し、

- · 地震時(常時荷重+地震荷重)
- ·津波時(常時荷重+津波荷重+漂流物衝突荷重)
- · 重畳時(常時荷重+津波荷重+余震荷重)
- の3つを設計上考慮している。

ペレーションをちゃんとやれるかが確認材料になると思う。 (佃顧問 (コメント))

顧問の意見

②故意でない限り船舶は突っ込んでこない環境だと思うが、海上 保安庁の警備船が近くに来ている時や港湾での荷揚げ時など、 リスクが高まる時にどうコントロールできるかというオペレー ションまで踏み込むと安心が高まる。

①将来的には、大きなタンカーで何かオペレーションをしている際に地震や津波が来た場合に、沖合に退避する等の具体的なオ

沖合に退避する等のオペレーションを取ることで衝突のリスク は少なくなるというところまで資料で言及できれば、より具体 的になって良いと思う。(佃顧問)

③防波堤が壊れた場合のブロックの影響評価を、東北地方太平洋 沖地震等の実績を踏まえて説明した方が良い。(岩田顧問)

(「顧問の意見」②について)

中国電力の 回答

- ・発電所港湾内で停泊・作業する船舶等については、津波警報等 発令時の緊急退避マニュアルを整備し、その実効性を訓練等に より確認することとしている。
- ・発電所構外海域における漂流物の調査をしており、発電所から 2km以内の海域を航行する船舶は漁船等(最大19トン)であり、 30トン以上の比較的大型な船舶は2km以遠を航行しているこ とを確認している。水位変動・流向流速ベクトルの分析結果に より、発電所方向への連続的な流れはなく、発電所に到達しな

いと評価している。

(「顧問の意見」③について)

・東日本大震災における港湾施設等では防波堤堤体の滑動・破壊や捨石等の散乱が発生している。島根原子力発電所の防波堤については、津波によりケーソンは重量があるため滑動しないが、消波ブロック、被覆ブロック及び基礎捨石は滑動すると考えられる。しかしながら、取水口への連続的な流れが発生していないことや取水口までの距離があることから、取水口にブロック等が到達することはないと考え、取水への影響はないと判断した。

③その他自然災害 ア 竜巻

項目	<30>原子力発電所敷地で想定する竜巻風速の設定根拠は何か
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	島根原子力発電所が立地する地域と気象条件の類似性の観点で、日本海側沿岸(北海道から本州、各都道府県に含まれる島、離島を含む)の海岸線より海側 5km と陸側 5km の地域を竜巻検討地域に設定し、・竜巻検討地域における過去最大竜巻は F2 (50~69m/s) であること・竜巻検討地域全域及び竜巻検討地域を 1km ごとに細分化 (1km 短冊) した場合のハザード曲線を算定し、算出のためのデータの不確実性を踏まえて参照する年超過確率を 10 ⁻⁵ から一桁下げた年超過確率 10 ⁻⁶ における風速とすると、最大風速は 78m/s であることから、基準竜巻の最大風速は78m/sと設定した。また、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性も踏まえ、基準竜巻の最大風速がF3の風速範囲 (70~92m/s) にあることから、設計竜巻の最大風速はF3の風速範囲の上限値92m/sと設定した。
顧問の意見	①「将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性も踏まえ、」という条件文は非常に意味が重く、表現として良くない気もする。 日本での既往最大(F3)はちゃんと考えておく必要があるという立場だと思うが、不確実性を踏まえるとF3を超える事象(F4以上)を考えなければならないとも解釈できるので、中国電力だけに言ってもいけないが、表現は議論したほうが良い。(岩田顧問(コメント))

項目	〈31〉竜巻による重要設備への影響は考慮されているか
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	 竜巻防護対策として、 ・竜巻防護ネットを建物開口部及び海水ポンプエリアに設置 ・竜巻防護鋼板を海水ポンプエリア、循環水ポンプエリア、ストレーナエリア及び燃料移送ポンプエリアに設置 ・原子炉建物の扉を設計飛来物の貫通力に耐え得る鋼製扉へリプレース ・ガントリクレーンのレールを延長 ・設計飛来物(鋼製材)より運動エネルギー及び貫通力が大きいもの(敷地内の資機材・車両等)で、防護対象設備に到達し得るものについては固縛等 を実施するため、竜巻による安全上重要な設備への影響はない。
顧問の意見	①竜巻飛来物の運動解析に関し、試験研究炉はグレーデッドアプローチの考えを用いて、竜巻の風速は簡易なランキン渦モデル、竜巻によりどこまで地上の物体が上がるかはフジタモデルを用いて計算することになった。このほうが合理的だと思う。(釜江顧問(コメント)) ②車両退避や固縛などのオペレーションを伴う対策に関し、訓練は行われているか。(佃顧問) ③竜巻防護についてはハード的な対応と共にソフト的な対応も重要であり、既にいろんな取り組みが行われているようなので、ソフト面も含めて説明したほうが良い。特に固縛と普段の使い方は相反するものがあるので、いかに迅速に、より的確に行動するかも、積極的な安全対策という意味で大事だと思う。また、ハザード評価は過去のデータに依存しており、気候変動によって今後より大きなスケールの竜巻が来ないとも言えない状況なので、それを補う上でもソフト的な対応は重要だと思う。(釜江顧問)
中国電力の 回答	(「顧問の意見」②③について) ・訓練は必要だと考えているが、現状はその計画をしている段階。 今後訓練で、車両の退避や資機材の固縛等の実現性を確認している。 ・運用対応として、気象庁が発表する竜巻関連の気象情報を踏まえ設定する竜巻警戒レベルの発令に応じて、連絡体制の確認や

人、車両等の退避を実施することとしている。車両等の固縛については、固縛が必要な範囲(飛散防止対策エリア)を評価した上で、エリアを設定しており、固縛の不要なエリアを設ける等、機動性も考慮している。

イ 火山

項目	<32>火山灰想定の設定根拠は何か
審査等にまりの説明)	敷地に影響を及ぼし得る火山について、原子力発電所の運用期間中の噴火規模を想定して降下火砕物(火山灰)の影響評価を行い、地理的領域内(敷地から半径 160km 以内)の三瓶山及び大山については、・これらを給源とする降下火砕物が敷地に到達した可能性があること・過去に VEI6 規模の噴火が発生していることを踏まえ、以下に示す詳細評価を行い、その結果をもとに敷地において想定する降下火砕物の層厚を 56cm と評価した。なお、その他の地理的領域内にある火山(16 火山)及び地理的領域外の火山については、三瓶山・大山による敷地における降下火砕物の層厚を上回るものはないと考えられる。 〈三瓶山〉 三瓶浮布テフラ(噴出量 4.15km³)の噴火の可能性を考慮し、・文献調査・・地質調査・・火山灰シミュレーション・敷地周辺の層厚(※)を踏まえた検討結果 55.5cm を踏まえ、敷地における降下火砕物の層厚を 56cm と評価 (※)敷地は三瓶山の風下側に位置し、風向によっては降灰が想定されること等から、更なる保守的な検討として実施 〈大山〉 大山松江テフラ(噴出量 2.19km³)及び大山生竹テフラ(噴出量 11.0km³)の噴火の可能性を考慮し、・文献調査・地質調査・火山灰シミュレーションを踏まえた検討結果 44.5cm を踏まえ、敷地における降下火砕物の層厚を 45cm と評価
顧問の意見	①影響は小さいかもしれないが、九州の火山噴火影響も情報として見せてもらいたい。(佃顧問)

(「顧問の意見」①について)

中国電力の 回答

・九州地方に給源がある喜界カルデラ、姶良カルデラ、阿多カルデラ、阿蘇カルデラについては、過去の破局的噴火により敷地に火山灰が到達した可能性があるが、いずれもマグマ溜りが十分深い位置にあること等から、発電所の運用期間中に破局的な噴火が発生する可能性は極めて低いため、降下火砕物による敷地への影響はないと考えている。

項目

<33>火山灰による重要設備への影響は考慮されているか

地質調査結果、文献調査結果、既往解析結果の知見及び降下火砕物シミュレーション結果を用いて降下火砕物(火山灰)の特性を設定し、降下火砕物による発電所への影響評価を行っている。 評価にあたっては、設置許可基準規則の要求事項を踏まえて網羅的に防護施設を抽出し、

- ・建物(原子炉建物、タービン建物等)
- ・屋外設置されている施設(海水ポンプ、非常用ディーゼル発電機吸気系、排気筒等)
- ・降下火砕物を含む海水の流路となる施設(海水ストレーナ等)
- ・降下火砕物を含む空気の流路となる施設(非常用ディーゼル発電機、空調換気設備等)
- ・外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する施設(計測制御系統施設、計測制御用電源盤等)
- ・外部事象防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設(非常用ディーゼル発電機排気消音器及び排気管等) を評価対象としている。

審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)

抽出した各々の評価対象施設等に対して以下の影響評価を行い、 降下火砕物に対して安全機能が維持されることを確認している。 <直接的影響評価>

降下火砕物による直接的な影響(荷重、閉塞、摩耗、腐食等) に対して、各評価対象施設等が安全機能を損なわないことを確認

<間接的影響評価>

7日間の外部電源喪失や原子力発電所外での影響(長時間の外部電源喪失及び交通の途絶)を考慮した場合においても、非常用ディーゼル発電機(2台)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(1台)により、原子炉の停止、停止後の原子炉・燃料プールの冷却機能を担う電源の供給が可能であることを確認

また、降下火砕物が及ぼす影響に備え、運用手順を定めて段階的に対応することとしており、敷地内に降下火砕物が降り積もる状況となった場合でも、原子力発電所内の構築物、系統及び機器における降下火砕物の除去等の対応が可能な設計としている。

	,
顧問の意見	①近傍での火山噴火対応と、九州等の遠方から火山灰が来たときのそれぞれで、建屋のフィルタに対するオペレーションは具体的にどう考えているのか。(佃顧問) ②火山灰で電源喪失することは想定しなくてよいのか。56cm も積もると電源車は全く動けないのでは。 (杉本顧問)※原子炉施設の安全対策小会議での意見
中国電力の回答	(「顧問の意見」①について) ・九州地方に給源がある喜界カルデラ、姶良カルデラ、阿多カルデラ、阿蘇カルデラについては、過去の破局的噴火により敷地に火山灰が到達した可能性があるが、いずれもマグマ溜りが十分深い位置にあること等から、発電所の運用期間中に破局的な噴火が発生する可能性は極めて低いため、降下火砕物による敷地への影響はないと考えている。
	(「顧問の意見」②について) ・電源が喪失しないよう非常用ディーゼル発電機の吸気系にフィルタを設置する。なお、火山事象発生時の対応として電源車の機能に期待していないが、敷地内の除灰ができるホイールローダを準備している。

ウ 森林火災

項目	<34>原子力発電所敷地外で発生した森林火災による施設への影響 (延焼等) は考慮されているか
空木 红田	発電所敷地外 10km 圏内に発火点を設定した島根原子力発電所に 迫る森林火災を考慮し、以下の評価を実施して必要な防火帯幅を 算出している。 ・森林火災シミュレーション解析コード (FARSITE) を用いた森林 火災評価
審査結果(審査等における中国電力の説明)	評価の結果、必要とされる防火帯幅は19.5mとなり、これに対して約21mの防火帯幅を確保することにより、森林火災の延焼等による施設への影響はない。この防火帯は、以下の条件を満たすように設定する。・安全施設及び重大事故等対処設備を原則防護・発電所設備及び駐車場の配置状況を考慮し、干渉を回避・草木を伐採する等により可燃物を排除し、除草剤の散布やモルタル吹付け等を実施・草木の育成を抑制し、可燃物がない状態を維持
顧問の意見	 ①森林火災に関し、新規制基準に基づいて防火帯を作るということはハード面の話だが、ソフト面の話として、人間が関与する手立てについてはどういうことがマニュアル等に定められているか。(釜江顧問) ②発火点から発電所への距離が近いほど火災が近づく時間も早いと思うが、敷地境界に限らず10km圏内で5ヶ所選んで評価するのはなぜか。外から広がってくるほうが影響は大きいということなのか。(釜江顧問) ③火災があれば当然通報されると思うが、大体どのくらいで公設消防が来るかを参考までに教えてほしい。防火帯などの対策があるのでハード的には影響ないと思うが、火災については時間的な対応といったソフト面も大事だと思う。(釜江顧問) ④発電所敷地内には法面があるが、防火帯の幅は平面的な距離ということでいいか。(釜江顧問) ⑤森林火災による送電線への影響はどうか。影響を受けても十分対応が取れるのか。送電線は火災に対してどのぐらい強いのか、脆弱性があるのかといった情報も、基礎的な知識としてほしい。(佃顧問)

(「顧問の意見」①について)

外部火災に対応する手順として、火災発生時の対応、防火帯の維持・管理等を適切に実施するための対策を以下のとおり社内規程 に定めることとしている。

- ・森林火災の状況に応じて防火帯付近へ予防散水を行うこと、また、予防散水エリアごとの使用水源を火災防護計画に定め、自 衛消防隊長の指揮のもと自衛消防隊が実施する。
- ・防火帯の維持・管理については、定期的な点検等の方法を火災 防護計画に定め、実施する。

(「顧問の意見」②について)

・発火点のケース1から5は風向きも含めて考慮しており、一番発電所に近いケース2(敷地境界)であれば火災の到達は最も早く約2時間となるが、防火帯の幅は一番火線強度が大きくなるケース1(恵曇地区)での評価をもとに設定している。森林火災による影響は、このように敷地から近いところと遠いところ、風向き等を考慮し評価している。

(「顧問の意見」③について)

中国電力の 回答

- ・発電所構内には、自衛消防隊の消防チームを24時間常駐させており、初期消火活動はこの消防チームで行うと共に、火災を確認した場合にはすぐに公設消防へホットラインで連絡して来てもらうという形を取っている。
 - 一番発電所に近いケース 2 (敷地境界) での火災到達時間が約 2 時間であるのに対し、消防チームによる予防散水等の初期消 火活動は約 1 時間で可能となっているため、ソフト面においても十分余裕を持って対応できると評価している。

(「顧問の意見」④について)

・防火帯の幅は平面の距離、幅となっている。

(「顧問の意見」⑤について)

・発電所敷地外の送電網全てを森林火災に対して担保できるかは 評価対象外になっているが、送電線は独立3回線を確保してお り、森林火災を考慮してもいずれかの送電網は担保できるもの と考えている。

なお、送電線が仮に機能喪失した場合でも発電所構内に非常用 ディーゼル発電機を備えており、7日間の運転が担保できる。

・送電線については、線下の樹木から電気設備の技術基準で定められた離隔を確保するとともに、点検・巡視等にて、送電線と樹木との離隔を確認し、必要により伐採を行っているため、線

下の樹木が燃えたとしても、一定の離隔は確保されていることから、火災による送電線への影響はないと考えている。

また、送電線に用いられる電線は、亜鉛メッキ鋼線を中心に配置し、その周囲を硬アルミ線でより合わせた「鋼心アルミより線」が、軽量かつ強度があることから多く用いられている。この「鋼心アルミより線」の推定溶断温度は、600℃~700℃であるため、溶断温度を超える火災の炎が連続的に送電線に接すると溶断する可能性はあるが、国内では森林火災により送電線が溶断した実績は確認されていない。

なお、万が一、森林火災で送電線が溶断したとしても、送電線 は複数ルートが確保されていることから、いずれかの送電網は 担保できるものと考えている。

エ その他

項目	<35>頻発する大雨・洪水や、頻度の高い地震による影響は考慮されているか【県独自項目】
審査結果 (審査等にお ける中国電力 の説明)	大雨は、 ・松江における観測史上1位の日最大1時間降水量77.9mm/hに対し、排水能力を有していること ・浸水防止のため建物に止水処置をすること 洪水は、 ・原発敷地の北側は日本海に面し、他の3方は150m級の山に囲まれており、佐陀川及び宍道湖の洪水を想定しても影響を受けないこと から、大雨・洪水により浸水することはない。 地震は、送電線・受電設備等の原発周辺設備への被害を考慮しており、 ・送電線ルートはルート選定の段階から地すべり地域等を極力回避しており、地震による鉄塔敷地周辺の影響による被害の最小化を図っていること ・地震により「外部電源喪失かつ島根2号受電設備の機能喪失」という多重事故が発生する場合においても、早期に復旧が期待できる66kV送電線から受電可能であり、耐震性を考慮した第2-66kV開閉所を使用して島根2号へ電力を供給できること・外部電源が喪失した場合においても、非常用ディーゼル発電機を7日間運転することが可能であること から、安全施設への電力の供給が停止することはない。
顧問の意見	①最近の異常気象を考慮すると、100mm/h を超えるような局所的な集中豪雨が長時間続き、溢水が生じる可能性は否定できないと思う。どの程度までの雨量であれば施設で局所的な溢水を生じることなく排水できる、といった試算は行われているか。(芹澤顧問)※原子炉施設の安全対策小会議での意見②安全評価上、スーパー台風(超大型台風)により様々な安全関係設備が一斉に使えなくなるような事象は想定されているか。(二ノ方顧問)※原子炉施設の安全対策小会議での意見③地震などは自動で原子炉を停止する設計になっているが、その他の自然現象の場合は事前の設計ではなく、その時々のリスクに応じて原子炉を手動停止する枠組みだと理解していいか。設備に影響が生じた場合には原子炉を手動停止するなど、具体的

	なことが保安規定で細かく決められているのか。(釜江顧問)
中国電力の回答	(「顧問の意見」①について) ・発電所の安全施設は、設計基準降水量(77.9mm/h)の降水に対し、安全機能が損なわれない設計としている。なお、排水設備については、日本全国の日最大1時間降水量の最大値(153mm/h)の降水に対して、排水可能であることを確認している。
	(「顧問の意見」②について) ・大規模損壊という審査項目において、設計基準を超えるような 台風について考慮しており、屋外設備が損傷する可能性はある が、建物内の設備は健全であると想定されることから、対応可 能であると整理している。大規模損壊の非公開審査においては、 発電所内の複数の安全施設が機能喪失した場合を想定し、対応 が可能であることを確認している。
	(「顧問の意見」③について) ・保安規定の中で安全上重要な施設等の確保数などが決められており、確保数を担保できなければ原子炉停止するといったことが運転上の制限として決められている。例えば送電線については常時3回線が求められており、これが担保できなければ原子炉を止めることになる。 仮に地震なり、色々な偶発的な故障で安全上重要な施設の性能を担保できないということになれば、原子炉を手動停止するという運用がルールとして定められている。

項目	〈36〉複数の自然現象の重畳は考慮されているか
審査結果(審査等に対の説明)	以下の事象について網羅的な組合せを考慮し、荷重、温度、閉塞、浸水、電気的影響、腐食、摩耗、アクセス性、視認性の観点で、組み合わせた事象がプラントに及ぼす影響について評価している。 ・風(台風)・竜巻・凍結・降水・積雪・落雷・地滑り・火山の影響・生物学的事象・森林火災・地震・津波 荷重以外の影響については、・個別の事象の設計に包含されること・海線の組合せが起こり得ないこと・それぞれの事象の影響が打ち消し合う方向であることから、安全施設の安全機能を損なわないことを確認している。 荷重の影響については、事象の発生頻度や、独立事象、随伴事象であるか等を踏まえて、地震と津波又は地滑り、地震と風(台風)又は積雪、津波と風(台風)又は積雪、地滑りと風(台風)、火山の影響と風(台風)及び積雪を設備の構造等を踏まえて適切に考慮することとしている。
顧問の意見	①主荷重同士、主荷重と従荷重の組み合わせについて適切に考慮しているとのことだが、複数の現象が重畳すると人の動きの妨げになると思うので、ソフト面に関し、重畳時にどういう対応を取るのか教えてほしい。(岩田顧問) ②重畳事象の評価において、事象の組み合わせが起こり得ないかという観点があるが、抽出された事象を見ると独立事象が多い気がする。起こり得ないかという評価では、確率的な話などで

	振り分けているのか。(釜江顧問)
	(「顧問の意見」①について) ・抽出した重畳事象は全て設計基準設備のインプット条件になっており、これら全ての事象を考慮してもハード的には問題ない。ソフト的な対策としては、例えば積雪等に対しては除雪を行うこととしており、総合的な対応として考えることとしている。
中国電力の 回答	(「顧問の意見」②について) ・事象の組み合わせが起こり得ないかという観点で落としている のは「風(台風)+降水」と「風(台風)+凍結+積雪」の組 み合わせだけであり、降水で雨が落ちている時に凍結と積雪が 起きるのは、事象としては起こり得ないとして落としている。

項目	〈37〉福島第一原子力発電所で問題になっているような汚染水への対策(汚染源に水を近づけない、汚染水を漏らさない)は考慮されているか【県独自項目】
審査結果(審査等におの説明)	万一、原子炉格納容器が破損し、原子炉内の冷却水が建物外へ漏れ出した場合の対応に万全を期すため、島根原子力発電所の特性及び地下水量の調査結果を踏まえて、自主的な取り組みとして敷地を取り囲む等の地下水対策を実施している。島根原子力発電所は、建設当時の既設止水壁があるため、一部を止水強化することで、岩盤及び止水壁により敷地を取り囲むことができることから、敷地を取り囲むことによって、敷地に流入してくる地下水を低減する、また、仮に汚染した水が発生した場合、壁の外に流出するのを抑制する。 〈敷地に流入してくる地下水低減対策〉・盛土部から流入してくる地下水が、原子炉建物に近づかないように、既設止水壁を強化するとともに、地下水止水壁を設置する対策を実施する。 ・止水壁の山側に揚水井戸を設置し、水を汲み上げてバイパスする対策を実施する。 〈汚染した水が壁の外に流出するのを抑制する対策〉・原子炉内の冷却水が建物外へ漏れ出した場合に備え、止水壁等で取り囲んだエリア内の地下水位が上昇しないように揚水井戸を設置する。 上記の地下水対策工事は、2016年3月に完了している。また、発電所構内では、新規制基準対応工事を継続して実施しており、地下水の流入量について、今後も継続的に監視を実施することとしている。
顧問の意見	①地下水の問題に関し、住民の方々に立地状況を理解してもらうには、地下の地質状況が非常に重要な情報になると思う。福島と島根では地下水の流れる状況、流れるスピードの状況、帯水層の状況等が全く違うので、同じような心配は要らないと想像するが、それが住民に分かるように説明しなければならないと思う。(佃顧問)

(佃顧問)

③対策工事について、色んなモニタリング等で地下水を十分止める効果があることは確認されているか。(佃顧問)

(「顧問の意見」(1)について)

島根サイトと福島サイトの地形、地質構造、透水層等の状況について以下の通り示す。島根サイトにおいても福島での知見を踏まえ、自主的対策として適切に対応していく。

<福島第一>

敷地は海抜35m程度の台地地形で、2°程度で海側へ傾斜する同斜構造である。透水層としては、表層近くの中粒砂岩層が原子炉建物基礎地盤付近まで分布し、その下位には泥質部に挟まれた互層部が分布する。

中粒砂岩層:透水係数 $k = 3 \times 10^{-3}$ cm/sec 程度 泥岩層 :透水係数 $k = 1 \times 10^{-6}$ cm/sec 程度

<島根>

中国電力の 回答

敷地は海抜80~160mの後背山地で囲まれた地形で、2号原子炉建物近傍は10~30°程度で海へ傾斜する同斜構造である。透水層としての表土はきわめて薄く基盤岩深度が浅いため、原子炉建物基礎地盤周辺には顕著な透水層は確認されていない。

岩盤($C_{\text{H}} \cdot C_{\text{M}}$ 級):透水係数 k = $6 \times 10^{-4} \sim 5 \times 10^{-5}$ cm/sec 程度

(「顧問の意見」②について)

・地下水は盛土を通って近づいてくるのが一般的であり、谷筋を 通ってくる地下水量が多いと考え、1号南側と2号南側ともに 谷筋の、盛土の法尻部に井戸を設けている。

(「顧問の意見」③について)

・地下水流入量のモニタリングは対策前、対策中、対策後から現 在に至るまで継続して行っている。

敷地内では現在も新規制基準対応工事を継続実施しており、工 事の場所や規模によって流入量が変化しているため、継続して 確認していく。